

御前崎市



第9期介護保険事業計画 第10次高齢者福祉計画

【令和6年度～令和8年度】



目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 介護保険制度の改正の動向	1
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 計画策定に向けた取り組み	4
6 SDGsに対応した計画推進	4
第2章 御前崎市の現状	5
1 御前崎市の現状	5
2 アンケート調査結果からみえる現状	10
3 日常生活圏域の設定	26
4 前計画の評価と課題	27
第3章 計画の基本理念と基本方針	29
1 基本理念	29
2 基本目標	30
3 施策の体系	31
第4章 施策の展開	32
1 介護保険事業と持続可能な運営	32
2 自立支援・介護予防・重度化予防	42
3 地域包括ケアシステムの深化	52
4 高齢者福祉事業	59
第5章 介護保険事業費の算出	66
1 第9期介護保険事業計画の見込み	66
2 介護保険事業費の算定	70
第6章 計画の推進	80
1 進捗状況の把握と評価の実施	80
2 計画推進体制の整備	80
資料編	81
1 御前崎市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	81
2 御前崎市附属機関設置条例	82
3 御前崎市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会規則	90
4 用語解説	91

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨と背景

わが国では少子高齢化が進行しており、国の推計によると、2040年（令和22年）には65歳以上の人口が全人口の約35%となると推計されています。本市においても少子高齢化の進行は例外ではなく、2023年10月時点の人口推計によると、2040年の高齢化率は43.4%になると予測されます。今後は、高齢者の急増から現役世代の急減・後期高齢者の急増に変化することとなり、労働力不足や社会保障財源の逼迫、介護人材の不足等につながり、地域経済や防災、公共交通、まちの賑わい等の様々な面に影響を与え、地域の活力を低下させる可能性があります。また、ヤングケアラーや8050問題、高齢者虐待等、高齢者福祉を取り巻く福祉課題は多様化・複雑化してきており、今後は、2040年を見据え、これまで構築してきた地域包括ケアシステムの更なる深化、地域共生社会の実現、持続可能な制度の構築等の高齢者福祉施策の展開が求められているといえます。

本市においては、令和3年3月に「互いに支え合って暮らせる基盤づくり」「安心して暮らせるシステムづくり」「自分らしい生き方の助長」の3点を基本理念とする御前崎市第8期介護保険事業計画・御前崎市第9次高齢者福祉計画を策定し、高齢者福祉施策を総合的に展開してきました。この度は、令和3年3月に策定した御前崎市第8期介護保険事業計画・御前崎市第9次高齢者福祉計画の計画期間が満了となること、市民ニーズや社会情勢への対応、そして2040年を見据えた高齢者福祉施策を展開していくために、御前崎市第9期介護保険事業計画・御前崎市第10次高齢者福祉計画を策定します。

2 介護保険制度の改正の動向

平成12年の介護保険制度の開始以降、介護保険法は定期的に改正が行われており、その都度、時代のニーズに応じた介護保険制度へと変化を遂げています。令和5年にも改正が行われ、次のような内容に取り組むこととしています。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

- ・ 多職種連携のための情報連携ネットワークシステムの活用を推進

③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

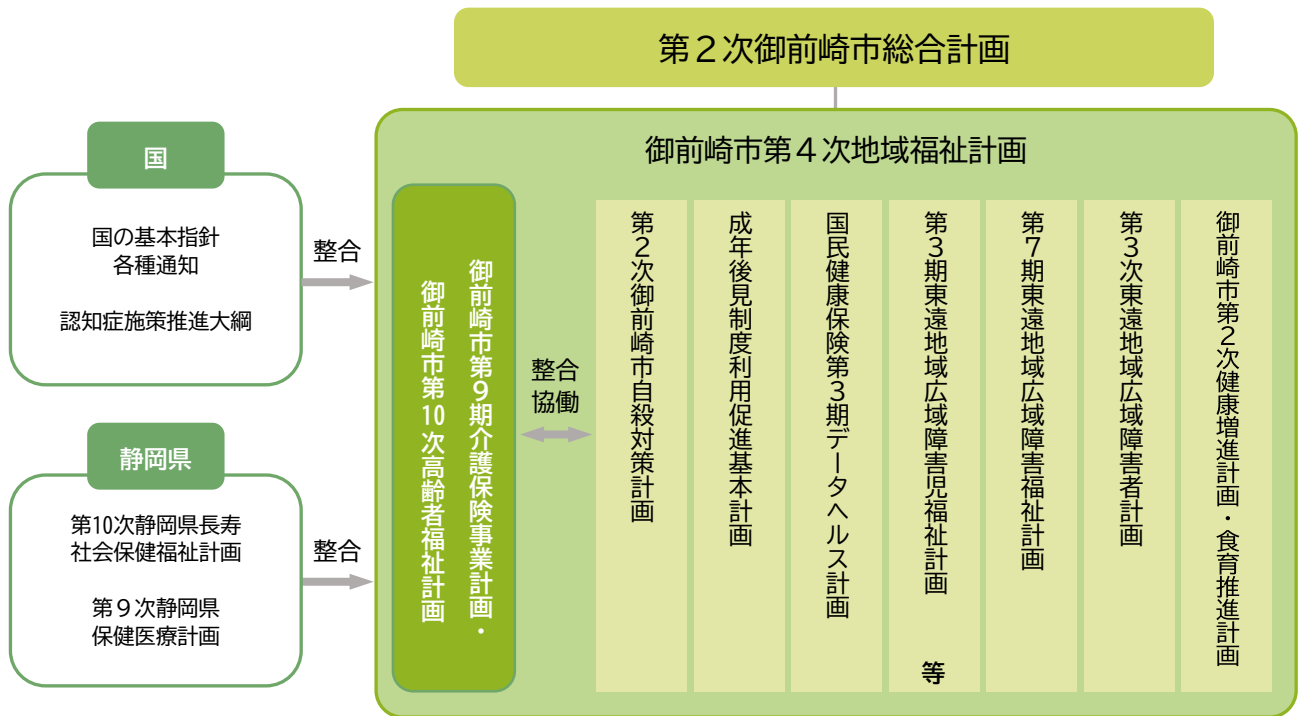
- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取り組みを総合的に実施
- ・ 都道府県主導のもとで生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

3 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

本市では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化した計画として、「御前崎市第9期介護保険事業計画・御前崎市第10次高齢者福祉計画」を策定します。

なお、関連計画との関係は、次の図のとおりです。



4 計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法第116条第1項に基づく国の基本指針に従って策定するものであり、法に基づき3年を1期として計画策定が義務づけられており、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第8期計画								
			第9期計画			2040年を見据えた計画の策定		
						第10期計画		

5 計画策定に向けた取り組み

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、高齢者福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、学識経験者、介護関係者、医療・福祉関係者、団体関係者等で構成される「御前崎市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会」により検討を行いました。

(2) 高齢者等実態調査の実施

高齢者の生活実態や介護保険サービスの利用者の利用状況・利用意向等、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」及び関係機関・団体へヒアリングシートによる調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和5年12月4日（月）～令和6年1月9日（火）の間に本計画（案）についてパブリックコメントを実施しました。

6 SDGsに対応した計画推進

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による、平成28年から令和12年までを期間として定める国際的な目標です。持続可能な世界を実現するための17の長期的なビジョン（ゴール）と、169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成され、あらゆる不平等の是正や住み続けられるまちづくり等、様々な分野において地球上の誰一人取り残さない包摂的な社会を作ることを目指しています。

本計画の推進においても、高齢者の健康づくり、高齢者福祉サービスの充実のほか、庁内の関係各課と連携してSDGsの考え方を取り入れた高齢者福祉施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 御前崎市の現状

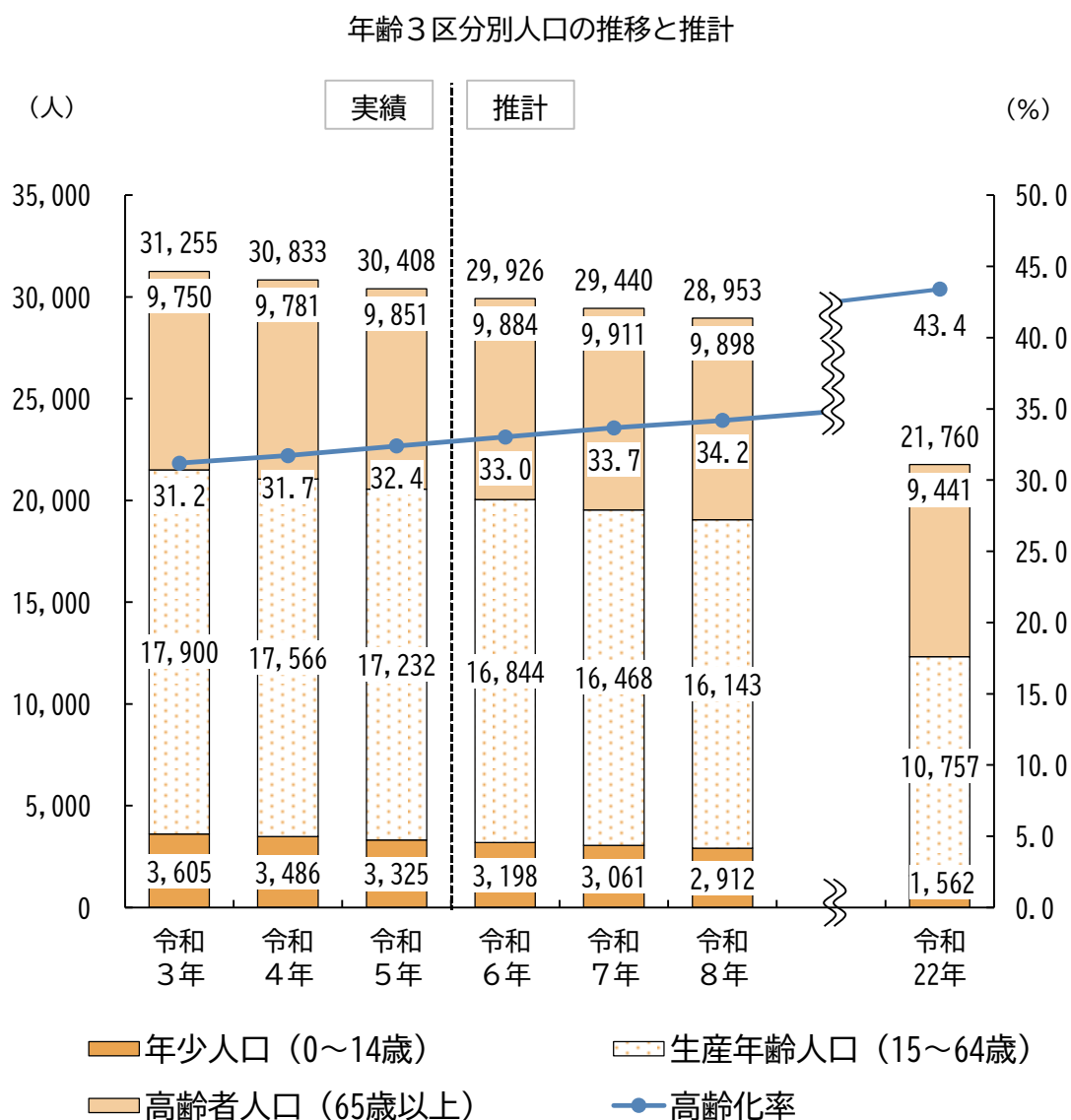
1 御前崎市の現状

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、年々減少しており、令和5年に30,408人となっています。

一方で高齢者人口は増加を続け、高齢化率も緩やかに増加しており、令和5年に32.4%となっています。

人口推計によると、年少人口、生産年齢人口は減少し続け、65歳以上の高齢者は、増加から減少に転ずる見込みですが、年少人口、生産年齢人口の減少率が高いことから、高齢化はさらに進行すると見込まれています。



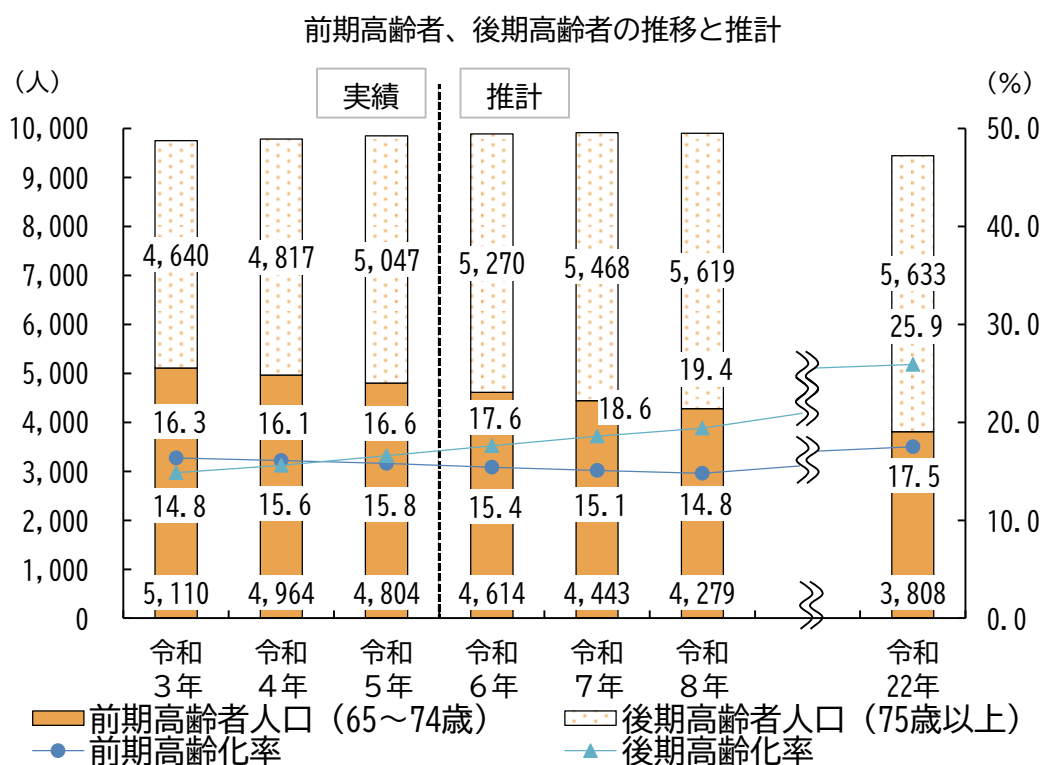
資料：実績は住民基本台帳（10月1日現在）、推計値はコーホート変化率法にて算出

(2) 前期高齢者、後期高齢者の推移

本市の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は減少し、令和5年で4,804人となっています。

また、後期高齢者（75歳以上）は年々増加しており、令和5年で5,047人となっています。

人口推計によると、前期高齢者の割合は減少を続け、今後も後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回って推移することが予測されます。



資料：実績は住民基本台帳（10月1日現在）、推計値はコーホート変化率法にて算出

(3) 高齢者世帯数の推移

世帯数は、令和5年には12,114世帯と、平成29年の12,067世帯に比べ47世帯増加しています。

また、高齢単独世帯と高齢夫婦のみの世帯割合は年々増加しています。

高齢者世帯数の推移（単独、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

単位：世帯、%

	平成29年	令和2年	令和5年
世帯数	12,067	12,066	12,114
高齢単独世帯	1,153	1,359	1,578
高齢夫婦のみの世帯	931	1,096	1,251
高齢単独世帯の割合	9.5	11.3	13.0
高齢夫婦のみの世帯の割合	7.7	9.1	10.3

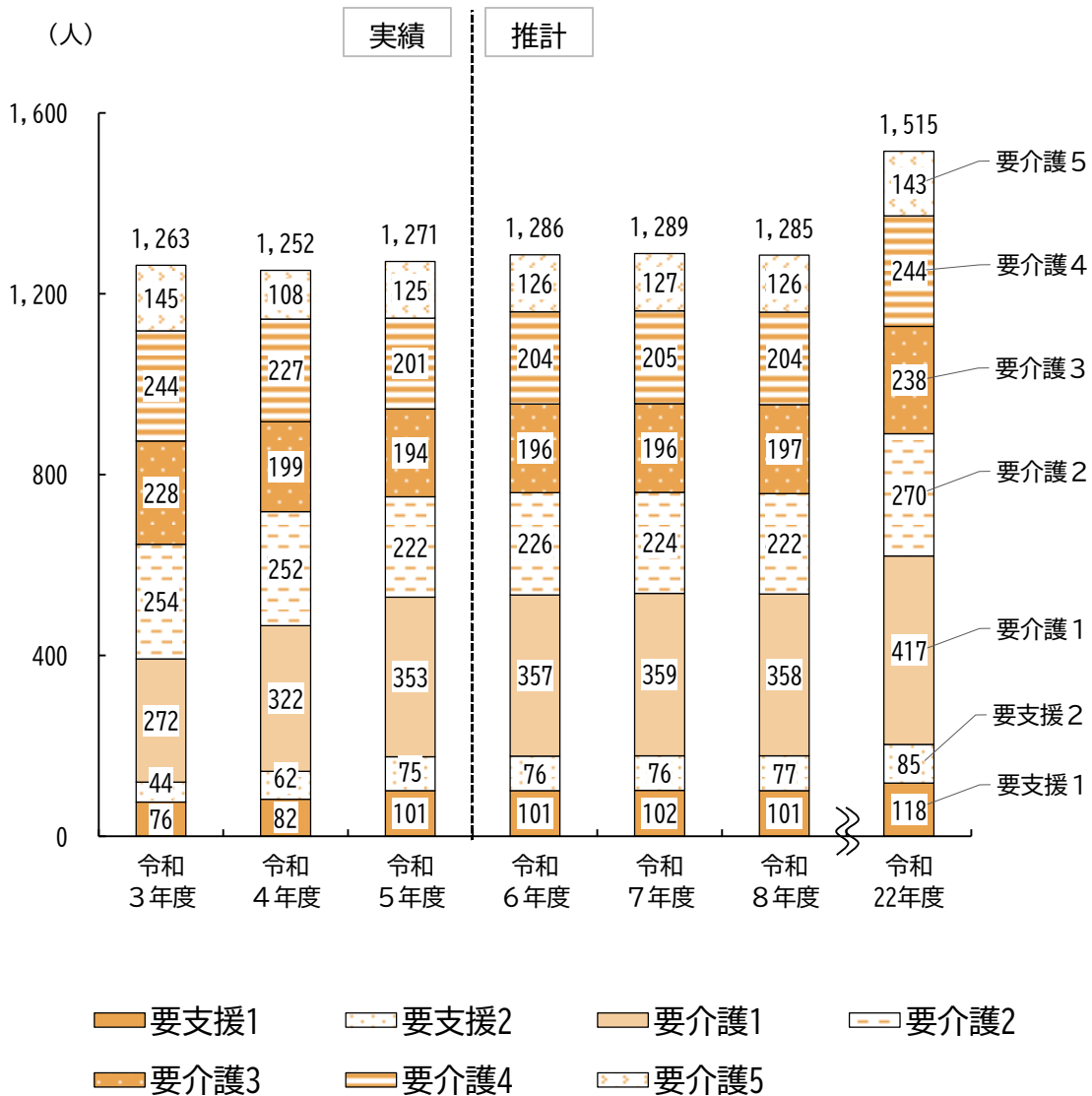
資料：高齢者基礎調査表（各年9月30日現在）

(4) 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は令和3年度以降ほぼ横ばいで推移しており、令和5年度に1,271人となっています。介護度別でみると、要支援1から要介護2の比較的軽度の要介護認定者の数が増加傾向にあります。

認定者推計によると、要支援・要介護認定者は増加することが予測されており、令和22年度には1,515人となることが見込まれています。

要支援・要介護認定者の推移と推計



資料：見える化システム
令和6年度以降は推計値

性別・要介護度別の認定者数

単位：人

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
男性	第1号被保険者	38	28	103	66	66	57	45	403
	65～69歳	5	2	4	6	2	2	10	31
	70～74歳	6	5	13	8	7	7	9	55
	75～79歳	4	4	14	7	11	12	10	62
	80～84歳	5	6	28	13	15	9	5	81
	85～89歳	11	2	24	13	19	7	5	81
	90歳以上	7	9	20	19	12	20	6	93
	第2号被保険者	1	1	1	3	1	0	1	8
	総数	39	29	104	69	67	57	46	411
女性	第1号被保険者	60	44	248	150	125	142	78	847
	65～69歳	3	0	7	7	3	1	4	25
	70～74歳	3	3	14	4	4	9	4	41
	75～79歳	5	6	27	9	7	9	4	67
	80～84歳	16	11	42	24	16	21	9	139
	85～89歳	21	10	83	41	30	33	23	241
	90歳以上	12	14	75	65	65	69	34	334
	第2号被保険者	2	2	1	3	2	2	1	13
	総数	62	46	249	153	127	144	79	860
計	第1号被保険者	98	72	351	216	191	199	123	1250
	65～69歳	8	2	11	13	5	3	14	56
	70～74歳	9	8	27	12	11	16	13	96
	75～79歳	9	10	41	16	18	21	14	129
	80～84歳	21	17	70	37	31	30	14	220
	85～89歳	32	12	107	54	49	40	28	322
	90歳以上	19	23	95	84	77	89	40	427
	第2号被保険者	3	3	2	6	3	2	2	21
	総数	101	75	353	222	194	201	125	1271

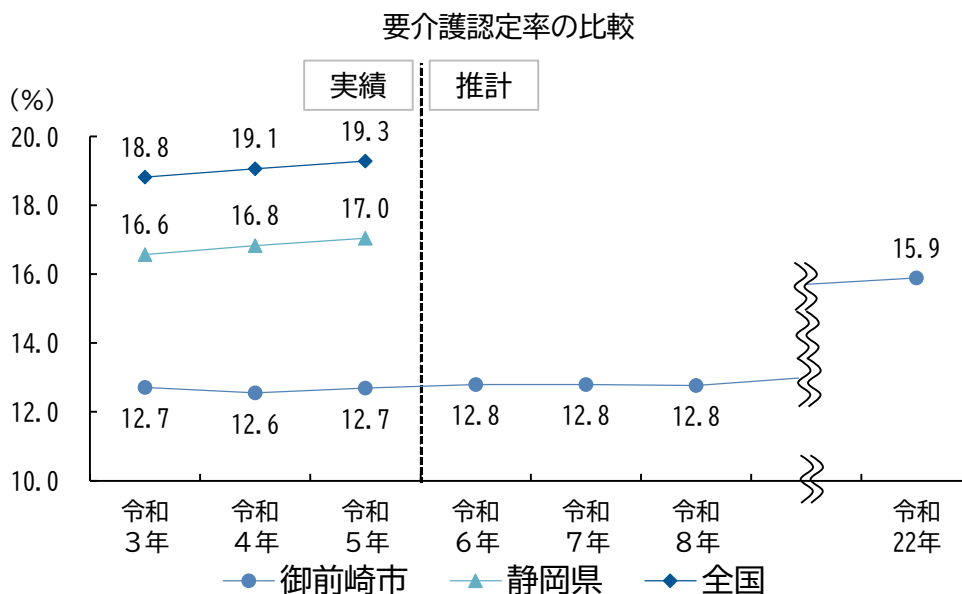
資料：介護保険事業状況報告月報（令和5年8月）

(5) 要介護認定率の比較

本市の要介護認定率は横ばいで推移し、令和5年では12.7%となっています。

また、県・全国と比較すると低い値で推移しています。

認定者推計によると、認定率は増加すると予測されており、令和22年には15.9%となることが見込まれています。

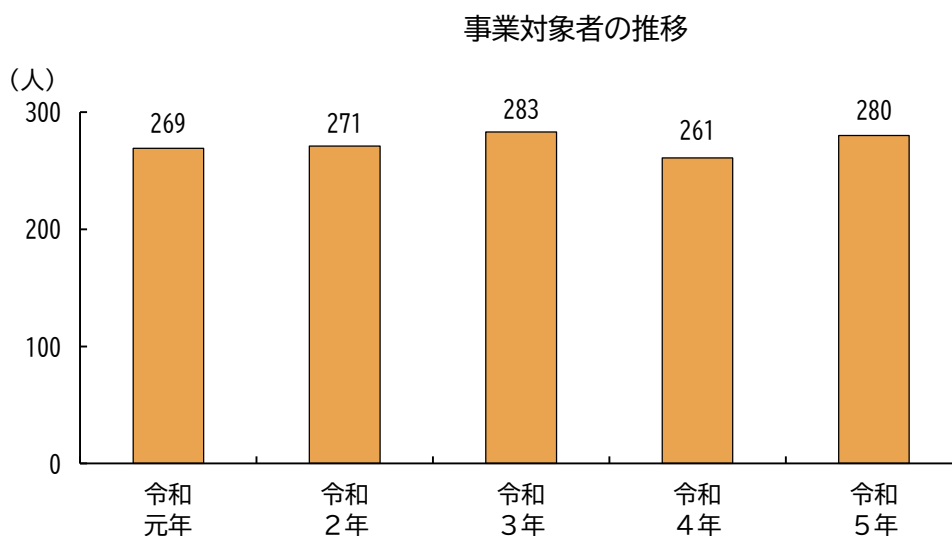


※国、県の推計値は未発表

資料：介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）

(6) 事業対象者の推移

本市の事業対象者数は増加傾向にあり、令和5年で280人となっています。



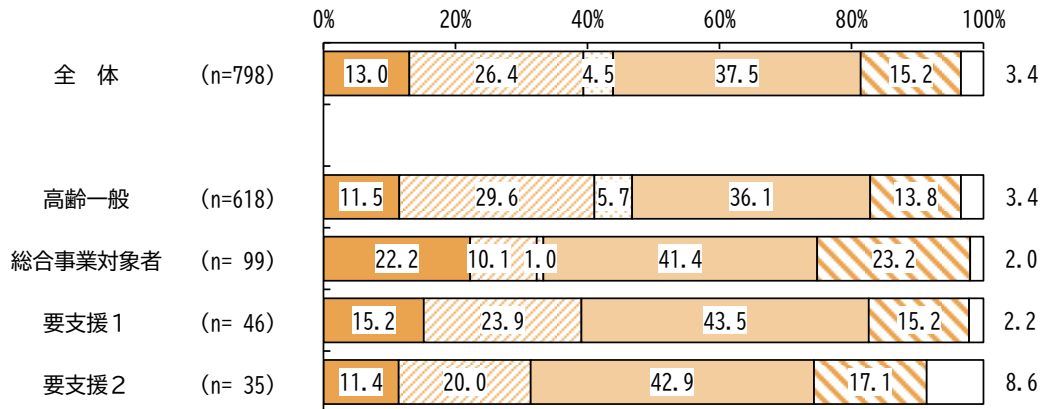
資料：庁内調べ（各年3月31日現在）

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 家族や生活状況について (ニーズ調査)

① 家族構成

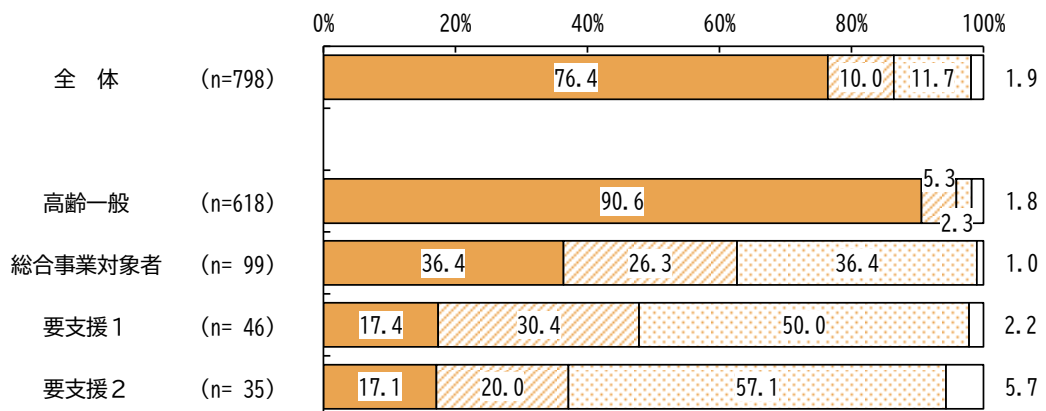
「息子・娘との2世帯」が37.5%と最も多く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が26.4%、「1人暮らし」が13.0%などとなっています。



② 普段の生活での介護・介助の有無

「介護・介助は必要ない」が76.4%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が10.0%、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」が11.7%となっています。

対象種別にみると、「要支援1」、「要支援2」では「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」が最も多くなっています。

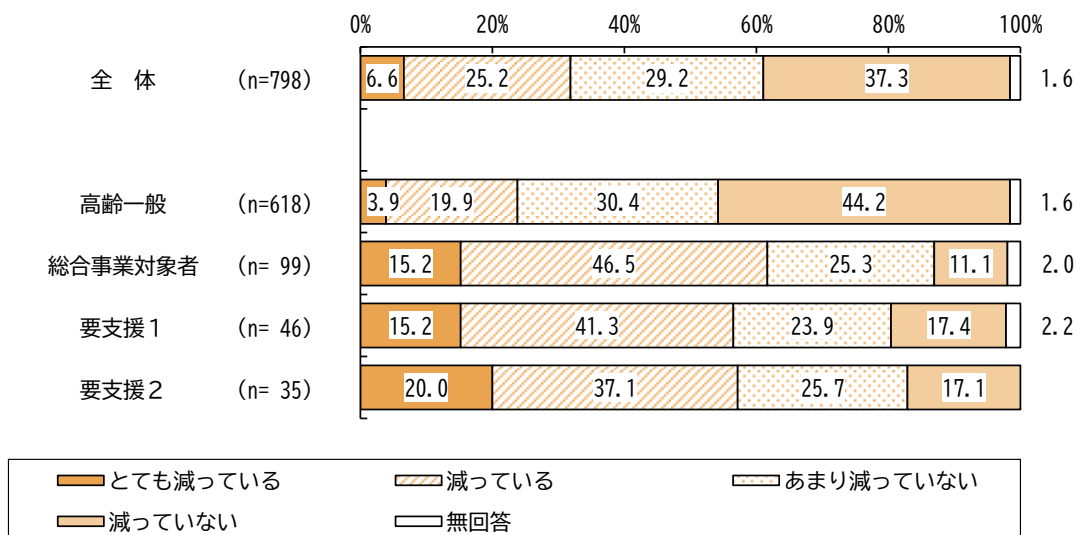


(2) からだを動かすことについて (ニーズ調査)

① 昨年と比べての外出回数

「とても減っている」が6.6%、「減っている」が25.2%、「あまり減っていない」が29.2%、「減っていない」が37.3%となっています。

対象種別にみると、「総合事業対象者」、「要支援1」、「要支援2」では「減っている」が最も多くなっています。



② 外出が減っている理由

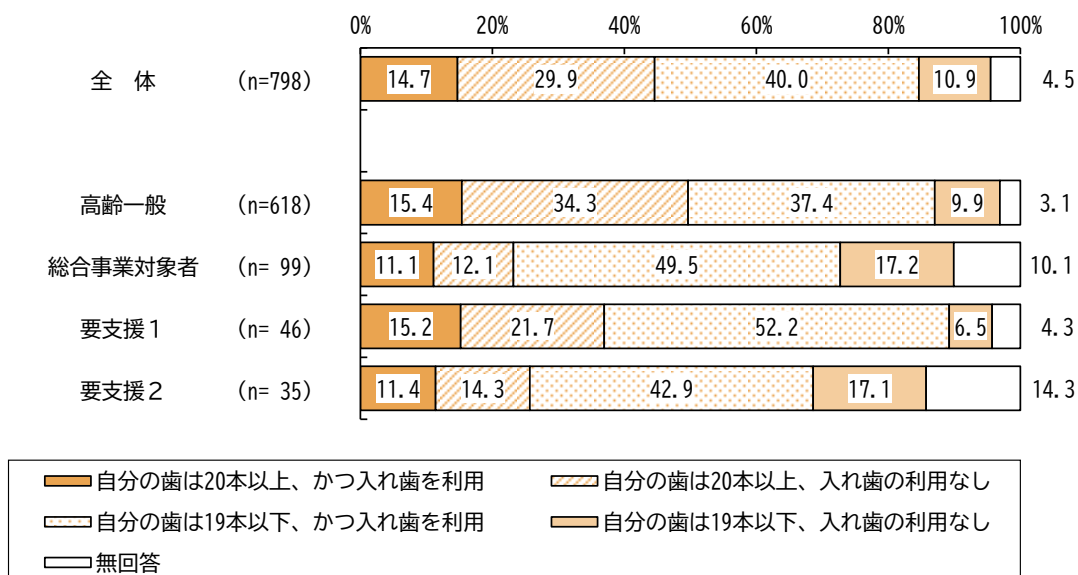
「足腰などの痛み」が39.4%と最も多く、次いで「ケガや事故が心配(転倒など)」が22.0%、「体の動きの障がい」が21.3%などとなっています。

	全体	足腰などの痛み	ケガや事故が心配 (転倒など)	体の動きの障がい	外での楽しみがない	交通手段がない	トイレの心配 (失禁など)	病気	耳の障害 (聞こえの問題など)	目の障害	経済的に出られない	その他	無回答	
													上段: 件数	下段: %
全体	254	100	56	54	40	39	37	30	18	12	10	47	22	
	100.0	39.4	22.0	21.3	15.7	15.4	14.6	11.8	7.1	4.7	3.9	18.5	8.7	
対象種別	高齢一般	147	42	20	15	23	17	13	18	2	7	9	42	19
		100.0	28.6	13.6	10.2	15.6	11.6	8.8	12.2	1.4	4.8	6.1	28.6	12.9
	総合事業対象者	61	31	20	23	11	15	17	6	7	3	1	3	-
		100.0	50.8	32.8	37.7	18.0	24.6	27.9	9.8	11.5	4.9	1.6	4.9	-
	要支援1	26	14	6	7	4	3	6	3	3	1	-	1	2
	100.0	53.8	23.1	26.9	15.4	11.5	23.1	11.5	11.5	3.8	-	3.8	7.7	
要支援2	20	13	10	9	2	4	1	3	6	1	-	1	1	
	100.0	65.0	50.0	45.0	10.0	20.0	5.0	15.0	30.0	5.0	-	5.0	5.0	

(3) 食べることについて（ニーズ調査）

① 歯の数と入れ歯の利用状況

「自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用」が14.7%、「自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし」が29.9%、「自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用」が40.0%、「自分の歯は19本以下、入れ歯の利用なし」が10.9%となっています。



(4) 毎日の生活について（ニーズ調査）

① 心配ごとや悩みごと

「自分の健康のこと」が64.3%と最も多く、次いで「家族の健康のこと」が42.5%、「地震や風水害など災害時の対応のこと」が24.4%などとなっています。

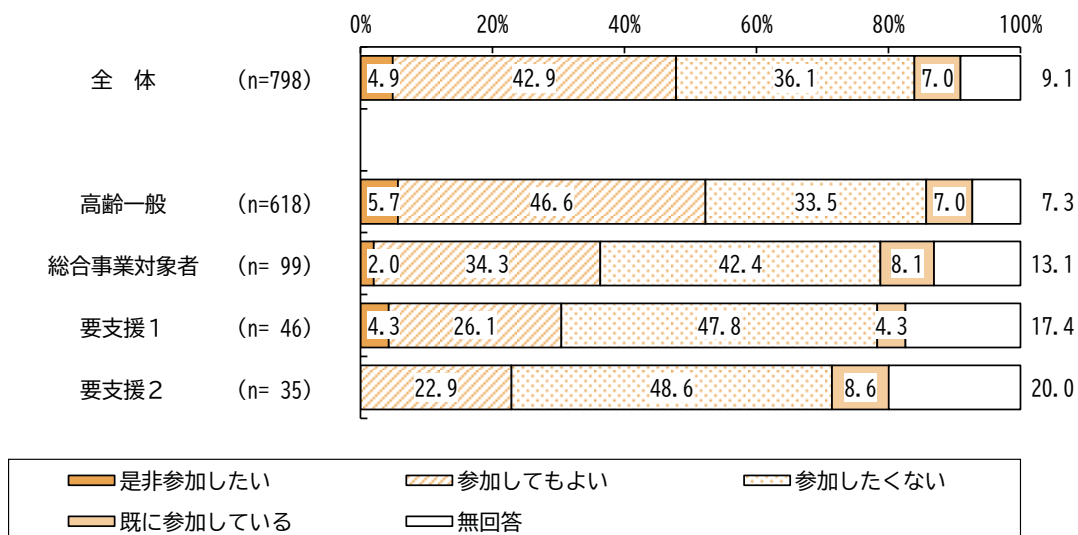
	全体	上段：件数 下段：%													
		自分の健康のこと	家族の健康のこと	地震や風水害など災害時の対応のこと	配偶者に先立たれた後の生活のこと	生活費など経済的なこと	家に関すること、住んでいる家の老朽化など	病気になる人、面倒をみる人、倒れる人など	孤独（ひとり暮らしなど）になること	趣味や生きがいがないこと	家族や友人との人間関係のこと	その他	心配ごとはない	無回答	
全体	798	513	339	195	150	125	102	63	49	41	34	16	61	19	
	100.0	64.3	42.5	24.4	18.8	15.7	12.8	7.9	6.1	5.1	4.3	2.0	7.6	2.4	
対象種別	高齢一般	618	376	286	154	126	105	87	44	34	22	23	14	52	11
		100.0	60.8	46.3	24.9	20.4	17.0	14.1	7.1	5.5	3.6	3.7	2.3	8.4	1.8
	総合事業対象者	99	78	31	17	13	9	7	9	8	10	8	-	6	4
		100.0	78.8	31.3	17.2	13.1	9.1	7.1	9.1	8.1	10.1	8.1	-	6.1	4.0
	要支援1	46	33	13	12	8	6	5	8	3	5	-	2	-	3
	100.0	71.7	28.3	26.1	17.4	13.0	10.9	17.4	6.5	10.9	-	4.3	-	6.5	
要支援2	35	26	9	12	3	5	3	2	4	4	3	-	3	1	
	100.0	74.3	25.7	34.3	8.6	14.3	8.6	5.7	11.4	11.4	8.6	-	8.6	2.9	

(5) 地域での活動等について (ニーズ調査)

① いきいきした地域づくり活動への参加者としての参加

「是非参加したい」が4.9%、「参加してもよい」が42.9%、「参加したくない」が36.1%、「既に参加している」が7.0%となっています。

対象種別にみると、「総合事業対象者」、「要支援1」、「要支援2」では「参加したくない」が最も多くなっています。



② 活動に参加しやすい時間帯

「平日昼間」が71.4%と最も多く、次いで「土日祝昼間」が20.5%、「平日夜間」が7.6%などとなっています。

		上段：件数 下段：%						
対象種別	全体	平日昼間	土日祝昼間	平日夜間	土日祝夜間	その他	無回答	
全体	381	272	78	29	19	13	16	
	100.0	71.4	20.5	7.6	5.0	3.4	4.2	
対象種別	高齢一般	323	221	66	29	18	12	16
		100.0	68.4	20.4	9.0	5.6	3.7	5.0
	総合事業対象者	36	34	7	-	-	-	-
		100.0	94.4	19.4	-	-	-	-
	要支援1	14	11	1	-	1	1	-
	100.0	78.6	7.1	-	7.1	7.1	-	
要支援2	8	6	4	-	-	-	-	
	100.0	75.0	50.0	-	-	-	-	

③ 健康づくりや趣味等の活動で参加してみたいと思うもの

「近くで行われること」が44.6%と最も多く、次いで「一緒に参加する友人や仲間がいること」が36.7%、「料金が無料、または安いこと」が33.8%などとなっています。

対象種別にみると、「総合事業対象者」、「要支援1」、「要支援2」では「送迎があること」が最も多くなっています。

上段：件数 下段：%

	全体	近くで行われること	仲間と一緒に参加する友人や	安料金が無料、または安いこと	参加しやすいためであること	男性・女性問わず、信頼できる指導者がいること	参加した効果が実感できること	送迎があること	休日に開催されること	その他	どのような条件でも参加したいと思わない	無回答
全体	798	356	293	270	228	171	150	134	43	31	112	81
	100.0	44.6	36.7	33.8	28.6	21.4	18.8	16.8	5.4	3.9	14.0	10.2

対象種別	高齢一般	618	293	245	215	190	144	128	52	41	22	82	55
		100.0	47.4	39.6	34.8	30.7	23.3	20.7	8.4	6.6	3.6	13.3	8.9
総合事業対象者		99	41	26	36	24	20	15	56	1	4	12	10
		100.0	41.4	26.3	36.4	24.2	20.2	15.2	56.6	1.0	4.0	12.1	10.1
要支援1		46	13	13	10	9	5	4	16	1	2	8	10
		100.0	28.3	28.3	21.7	19.6	10.9	8.7	34.8	2.2	4.3	17.4	21.7
要支援2		35	9	9	9	5	2	3	10	-	3	10	6
		100.0	25.7	25.7	25.7	14.3	5.7	8.6	28.6	-	8.6	28.6	17.1

(6) たすけあいについて (ニーズ調査)

① 心配事や愚痴を聞いてくれる人

「配偶者」が50.4%と最も多く、次いで「友人」が35.3%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が30.3%などとなっています。

対象種別にみると、「総合事業対象者」、「要支援2」では「同居の子ども」が最も多くなっています。

上段：件数 下段：%

	全体	配偶者	友人	孫兄弟姉妹・親戚・親	別居の子ども	同居の子ども	近隣	その他	そのような人はいない	無回答
全体	798	402	282	242	236	201	62	14	36	27
	100.0	50.4	35.3	30.3	29.6	25.2	7.8	1.8	4.5	3.4

対象種別	高齢一般	618	357	237	193	180	140	43	7	29	17
		100.0	57.8	38.3	31.2	29.1	22.7	7.0	1.1	4.7	2.8
総合事業対象者		99	23	23	24	30	35	10	5	4	5
		100.0	23.2	23.2	24.2	30.3	35.4	10.1	5.1	4.0	5.1
要支援1		46	14	13	17	17	16	5	1	2	2
		100.0	30.4	28.3	37.0	37.0	34.8	10.9	2.2	4.3	4.3
要支援2		35	8	9	8	9	10	4	1	1	3
		100.0	22.9	25.7	22.9	25.7	28.6	11.4	2.9	2.9	8.6

② 地域の人にしてほしい支援

「安否確認の見守り・声かけ」が45.2%と最も多く、次いで「災害時の避難の手助け」が32.3%、「買い物の手伝い」が31.0%などとなっています。

上段：件数 下段：%

	全体	声かけ 安否確認の見守り・	災害時の避難の手助け	買い物の手伝い	話し相手・相談相手	外出の送迎	付き添い 通院や窓口への	庭の草取り・草刈り	ごみ出し	食事の配達	掃除・洗濯	調理・炊事	サロンの通いの場 や居場所づくり	その他	特にない	無回答
全体	798	361	258	247	239	190	174	169	163	139	125	114	34	11	107	62
	100.0	45.2	32.3	31.0	29.9	23.8	21.8	21.2	20.4	17.4	15.7	14.3	4.3	1.4	13.4	7.8

対象種別	高齢一般	618	284	201	182	181	136	117	135	119	100	80	80	23	8	86	44
		100.0	46.0	32.5	29.4	29.3	22.0	18.9	21.8	19.3	16.2	12.9	12.9	3.7	1.3	13.9	7.1
総合事業対象者	総合事業対象者	99	46	29	39	35	29	29	16	24	20	21	19	5	1	8	10
		100.0	46.5	29.3	39.4	35.4	29.3	29.3	16.2	24.2	20.2	21.2	19.2	5.1	1.0	8.1	10.1
要支援1	要支援1	46	19	18	14	12	17	18	9	10	11	13	7	2	2	9	3
		100.0	41.3	39.1	30.4	26.1	37.0	39.1	19.6	21.7	23.9	28.3	15.2	4.3	4.3	19.6	6.5
要支援2	要支援2	35	12	10	12	11	8	10	9	10	8	11	8	4	-	4	5
		100.0	34.3	28.6	34.3	31.4	22.9	28.6	25.7	28.6	22.9	31.4	22.9	11.4	-	11.4	14.3

③ 地域の人にすることができる支援

「安否確認の見守り・声かけ」が55.9%と最も多く、次いで「話し相手・相談相手」が42.6%、「買い物の手伝い」が25.4%などとなっています。

対象種別にみると、「総合事業対象者」、「要支援2」では「話し相手・相談相手」が最も多くなっています。

上段：件数 下段：%

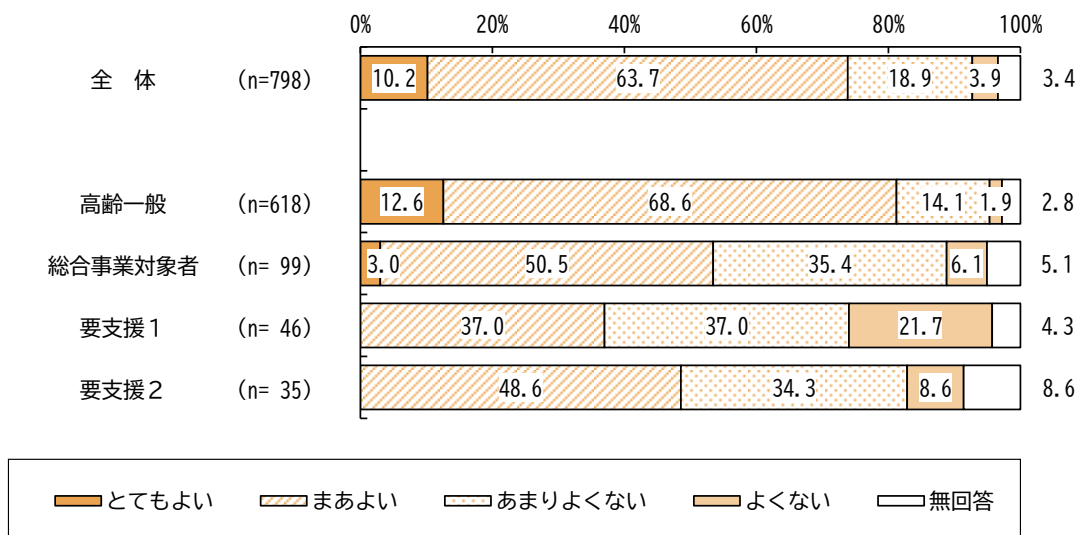
	全体	声かけ 安否確認の見守り・	話し相手・相談相手	買い物の手伝い	災害時の避難の手助け	ごみ出し	外出の送迎	庭の草取り・草刈り	付き添い 通院や窓口への	食事の配達	掃除・洗濯	調理・炊事	サロンの通いの場 や居場所づくり	その他	特にない	無回答
全体	798	446	340	203	173	172	100	99	90	47	42	30	7	27	114	65
	100.0	55.9	42.6	25.4	21.7	21.6	12.5	12.4	11.3	5.9	5.3	3.8	0.9	3.4	14.3	8.1

対象種別	高齢一般	618	391	273	188	167	154	98	91	85	45	37	26	6	12	69	45
		100.0	63.3	44.2	30.4	27.0	24.9	15.9	14.7	13.8	7.3	6.0	4.2	1.0	1.9	11.2	7.3
総合事業対象者	総合事業対象者	99	31	41	9	4	9	2	5	4	1	3	3	1	7	23	11
		100.0	31.3	41.4	9.1	4.0	9.1	2.0	5.1	4.0	1.0	3.0	3.0	1.0	7.1	23.2	11.1
要支援1	要支援1	46	14	14	3	2	6	-	2	-	-	1	1	-	3	14	4
		100.0	30.4	30.4	6.5	4.3	13.0	-	4.3	-	-	2.2	2.2	-	6.5	30.4	8.7
要支援2	要支援2	35	10	12	3	-	3	-	1	1	1	1	-	-	5	8	5
		100.0	28.6	34.3	8.6	-	8.6	-	2.9	2.9	2.9	2.9	-	-	14.3	22.9	14.3

(7) 健康について (ニーズ調査)

① 現在の健康状態

「とてもよい」が10.2%、「まあよい」が63.7%、「あまりよくない」が18.9%、「よくない」が3.9%となっています。



② 健康のために心がけていること

「休養や睡眠を十分にとる」が51.4%と最も多く、次いで「食事に気をつける(栄養バランスを意識する、体に良い食べ物をとるなど)」が45.5%、「身の回りのことはなるべく自分で行う」が34.6%などとなっています。

	全体	上段：件数 下段：%														
		休養や睡眠を十分にとる	食事に気をつける(栄養バランスを意識する、体に良い食べ物をとるなど)	身の回りのことはなるべく自分で行う	健康診断などを定期的に受ける	散歩やスポーツをする	歯や口の中を清潔に保つ	仕事をする	気持ちをなるべく明るく持つ	教養や学習活動などの楽しみを持つ	地域の活動に参加する	酒、タバコを控える	その他	特に心がけていない	無回答	
全体	798	410	363	276	275	202	178	163	131	35	29	17	9	17	18	
	100.0	51.4	45.5	34.6	34.5	25.3	22.3	20.4	16.4	4.4	3.6	2.1	1.1	2.1	2.3	
対象種別	高齢一般	618	311	289	184	229	176	142	155	95	31	26	11	6	12	11
		100.0	50.3	46.8	29.8	37.1	28.5	23.0	25.1	15.4	5.0	4.2	1.8	1.0	1.9	1.8
	総合事業対象者	99	55	42	54	25	13	20	5	18	2	2	2	3	3	4
		100.0	55.6	42.4	54.5	25.3	13.1	20.2	5.1	18.2	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	4.0
	要支援1	46	24	22	20	11	7	7	3	11	1	1	3	-	2	2
	100.0	52.2	47.8	43.5	23.9	15.2	15.2	6.5	23.9	2.2	2.2	6.5	-	4.3	4.3	
要支援2	35	20	10	18	10	6	9	-	7	1	-	1	-	-	1	
	100.0	57.1	28.6	51.4	28.6	17.1	25.7	-	20.0	2.9	-	2.9	-	-	2.9	

③ 健康について知りたいこと

「認知症の予防について」が44.1%と最も多く、次いで「がんや生活習慣病（高血圧など）にならないための工夫について」が33.2%、「望ましい食生活について」が30.1%などとなっています。

対象種別にみると、「要支援1」では「寝たきりや介護の予防について」が41.3%と最も多くなっています。

上段：件数 下段：%

	全体	認知症の予防について	がんや生活習慣病（高血圧など）にならないための工夫について	望ましい食生活について	寝たきりや介護の予防について	運動の方法について	健康診断・各種検診の内容や受け方などについて	うつ病の予防について	歯の健康について	その他	無回答
全体	798 100.0	352 44.1	265 33.2	240 30.1	179 22.4	146 18.3	101 12.7	56 7.0	55 6.9	24 3.0	102 12.8

対象種別	高齢一般	618 100.0	277 44.8	231 37.4	194 31.4	111 18.0	111 18.0	79 12.8	43 7.0	49 7.9	17 2.8	74 12.0
	総合事業対象者	99 100.0	41 41.4	19 19.2	26 26.3	37 37.4	20 20.2	12 12.1	5 5.1	4 4.0	3 3.0	17 17.2
要支援1	46 100.0	18 39.1	10 21.7	9 19.6	19 41.3	6 13.0	7 15.2	4 8.7	1 2.2	3 6.5	6 13.0	
要支援2	35 100.0	16 45.7	5 14.3	11 31.4	12 34.3	9 25.7	3 8.6	4 11.4	1 2.9	1 2.9	5 14.3	

④ 今後やってみたいこと

「趣味の活動」が31.0%と最も多く、次いで「健康づくりやスポーツ」が25.4%、「働くこと」が21.7%などとなっています。また、「特にない」が27.1%となっています。

上段：件数 下段：%

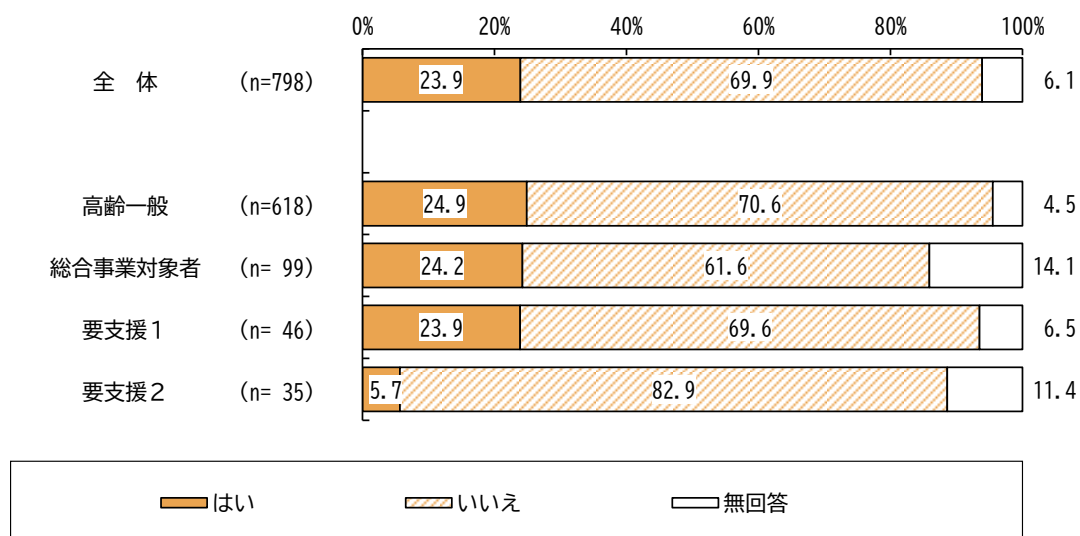
	全体	趣味の活動	健康づくりやスポーツ	働くこと	学習や教養を高めるための活動	シニアクラブ活動・老人クラブ活動	社会奉仕活動（ボランティア、高齢者の生活支援など）	町内会、自治会の活動	その他	特にない	無回答
全体	798 100.0	247 31.0	203 25.4	173 21.7	87 10.9	49 6.1	39 4.9	19 2.4	23 2.9	216 27.1	86 10.8

対象種別	高齢一般	618 100.0	216 35.0	169 27.3	156 25.2	73 11.8	38 6.1	35 5.7	18 2.9	13 2.1	144 23.3	57 9.2
	総合事業対象者	99 100.0	18 18.2	20 20.2	14 14.1	10 10.1	5 5.1	2 2.0	-	5 5.1	33 33.3	18 18.2
要支援1	46 100.0	8 17.4	10 21.7	2 4.3	3 6.5	4 8.7	2 4.3	-	2 4.3	21 45.7	6 13.0	
要支援2	35 100.0	5 14.3	4 11.4	1 2.9	1 2.9	2 5.7	-	1 2.9	3 8.6	18 51.4	5 14.3	

(8) 認知症について（ニーズ調査）

① 認知症に関する窓口の認知

「はい」が23.9%、「いいえ」が69.9%となっています。



② 認知症の人が地域に住み続けるのに必要なこと

「見守り・声かけ」が58.6%と最も多く、次いで「話し相手や居場所」が51.4%、「認知症に関する正しい知識」が42.9%などとなっています。

	全体	見守り・声かけ	話し相手や居場所	認知症に関する正しい知識	相談できる人や窓口	地域の理解や協力	専門の医療機関	生活援助	家事の手伝いなどの	病気や徘徊による支援	付添い	通院や窓口への	その他	無回答
全体	798	468	410	342	332	309	267	233	219	195	195	5	84	
	100.0	58.6	51.4	42.9	41.6	38.7	33.5	29.2	27.4	24.4	24.4	0.6	10.5	

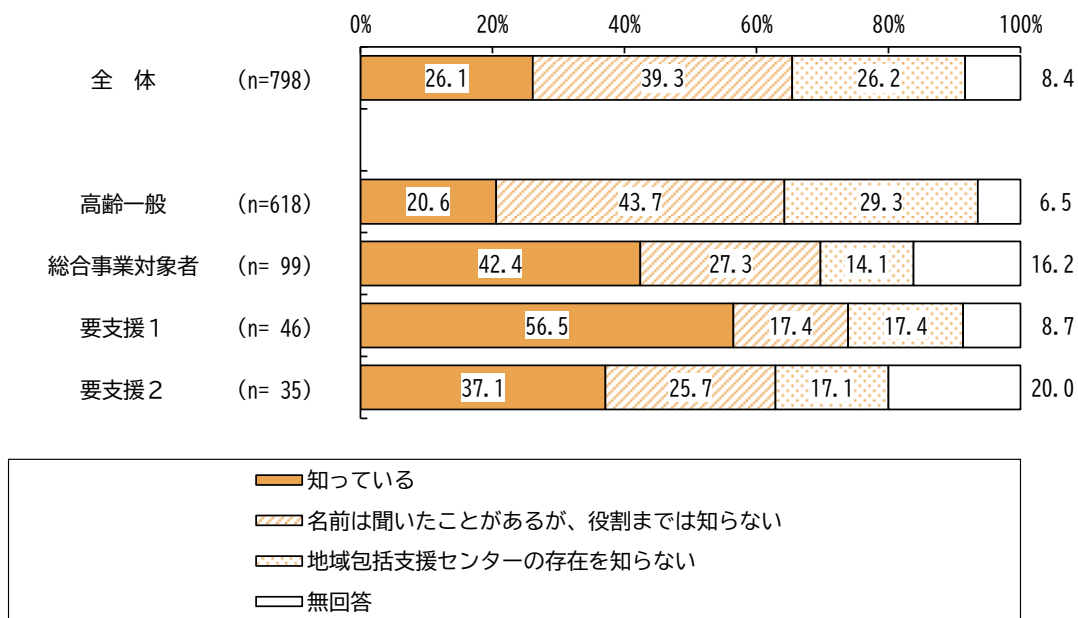
対象種別	高齢一般	総合事業対象者	要支援1	要支援2
	618	99	46	35
見守り・声かけ	371	49	26	22
話し相手や居場所	318	48	26	18
認知症に関する正しい知識	281	32	20	9
相談できる人や窓口	263	40	19	10
地域の理解や協力	249	30	22	8
専門の医療機関	212	32	16	7
生活援助	181	27	17	8
家事の手伝いなどの	167	23	20	9
病気や徘徊による支援	144	25	19	7
付添い	144	25	19	7
通院や窓口への	3	1	1	-
その他	3	1	1	-
無回答	57	18	3	6
	100.0	100.0	100.0	100.0
	60.0	49.5	56.5	62.9
	51.5	48.5	56.5	51.4
	45.5	32.3	43.5	25.7
	42.6	40.4	41.3	28.6
	40.3	30.3	47.8	22.9
	34.3	32.3	34.8	20.0
	29.3	27.3	37.0	22.9
	27.0	23.2	43.5	25.7
	23.3	25.3	41.3	20.0
	0.5	1.0	2.2	-
	9.2	18.2	6.5	17.1

(9) その他について（ニーズ調査）

① 地域包括支援センターの役割の認知

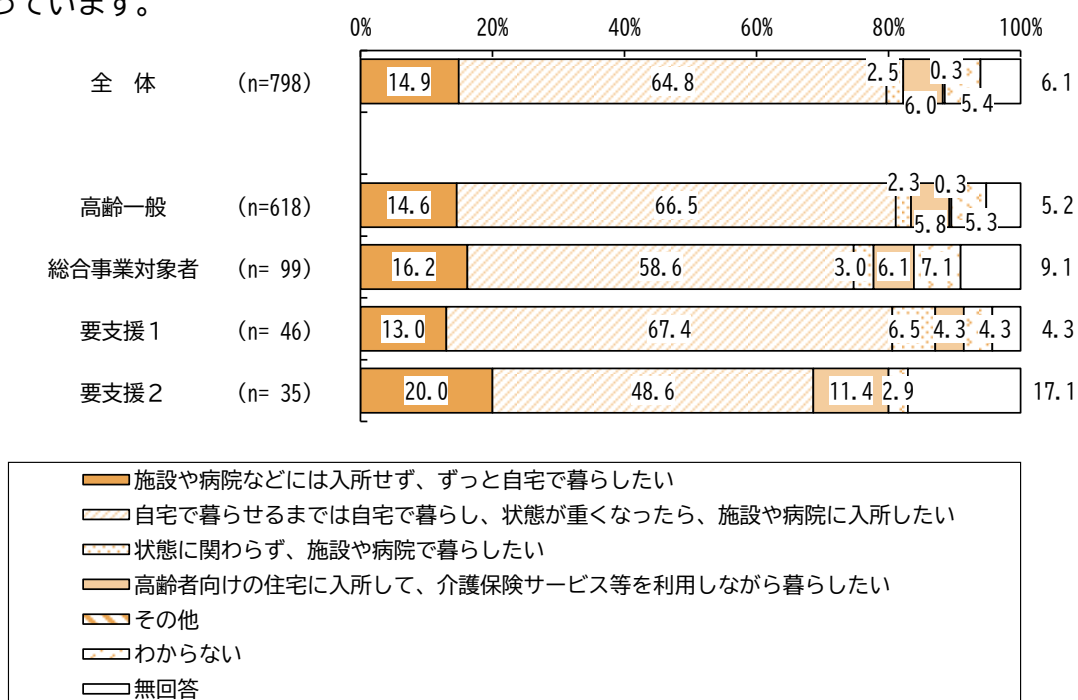
「知っている」が26.1%、「名前は聞いたことがあるが、役割までは知らない」が39.3%、「地域包括支援センターの存在を知らない」が26.2%となっています。

対象種別にみると、「総合事業対象者」、「要支援1」、「要支援2」では「知っている」が最も多くなっています。



② 介護が必要になったときに期待する介護

「自宅で暮らせるまでは自宅で暮らし、状態が重くなったら、施設や病院に入所したい」が64.8%と最も多く、次いで「施設や病院などには入所せず、ずっと自宅で暮らしたい」が14.9%、「高齢者向けの住宅に入所して、介護保険サービス等を利用しながら暮らしたい」が6.0%などとなっています。



③ 自宅で安心して暮らしていくために必要だと思う支援

「安否確認の見守り・声かけ」が59.6%と最も多く、次いで「話し相手・相談相手」が50.9%、「買い物の手伝い」が42.6%などとなっています。

上段：件数 下段：%

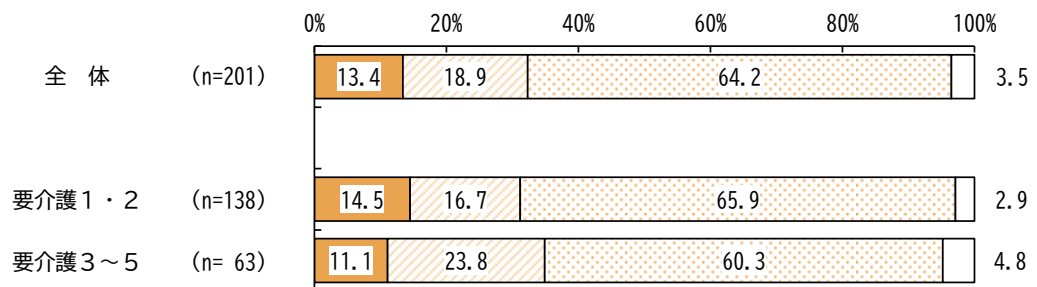
	全体	安否確認の見守り・声かけ	話し相手・相談相手	買い物の手伝い	通院や窓口への付き添い	災害時の避難の手助け	外出の送迎	ごみ出し	食事の配達	掃除・洗濯	調理・炊事	庭の草取り・草刈り	服薬の管理	サロンなどの通いの場や居場所づくり	金銭の管理	その他	特にない	無回答
全体	798	476	406	340	296	290	273	227	223	206	182	161	140	110	92	11	23	84
	100.0	59.6	50.9	42.6	37.1	36.3	34.2	28.4	27.9	25.8	22.8	20.2	17.5	13.8	11.5	1.4	2.9	10.5

対象種別	高齢一般	618	376	316	269	221	234	213	172	171	150	131	128	95	81	63	8	20	58
		100.0	60.8	51.1	43.5	35.8	37.9	34.5	27.8	27.7	24.3	21.2	20.7	15.4	13.1	10.2	1.3	3.2	9.4
総合事業対象者	要支援1	99	52	51	38	40	31	32	25	28	29	25	15	27	17	17	2	2	16
		100.0	52.5	51.5	38.4	40.4	31.3	32.3	25.3	28.3	29.3	25.3	15.2	27.3	17.2	17.2	2.0	2.0	16.2
要支援2	要支援1	46	28	24	23	23	15	19	20	15	17	15	10	12	6	9	-	1	4
		100.0	60.9	52.2	50.0	50.0	32.6	41.3	43.5	32.6	37.0	32.6	21.7	26.1	13.0	19.6	-	2.2	8.7
要支援2	要支援2	35	20	15	10	12	10	9	10	9	10	11	8	6	6	3	1	-	6
		100.0	57.1	42.9	28.6	34.3	28.6	25.7	28.6	25.7	28.6	31.4	22.9	17.1	17.1	8.6	2.9	-	17.1

(10) 調査対象者本人について (在宅介護実態調査)

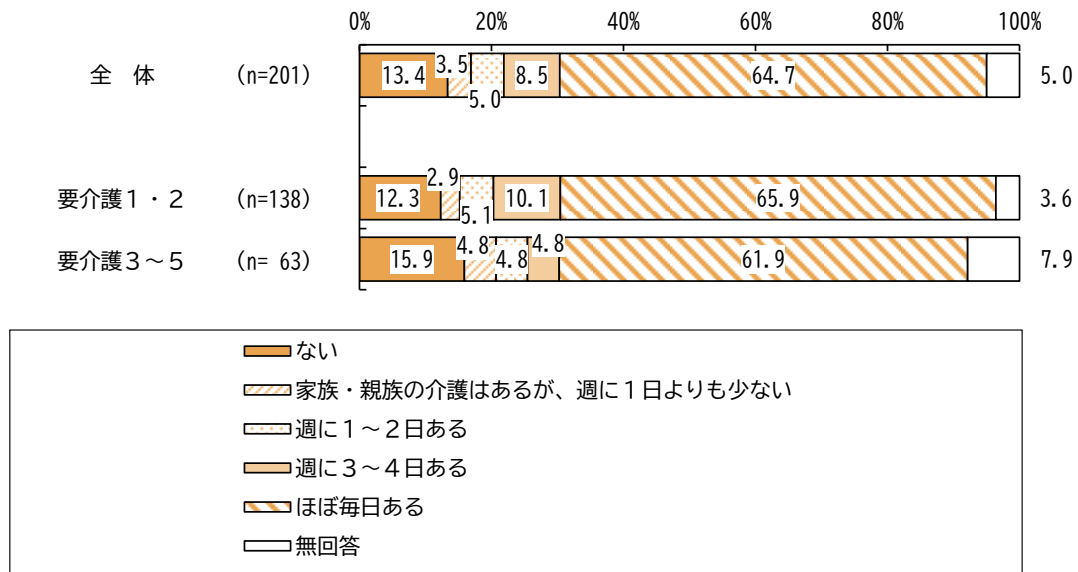
① 世帯状況

「単身世帯」が13.4%、「夫婦のみ世帯」が18.9%などとなっています。



② 家族・親族からの介護

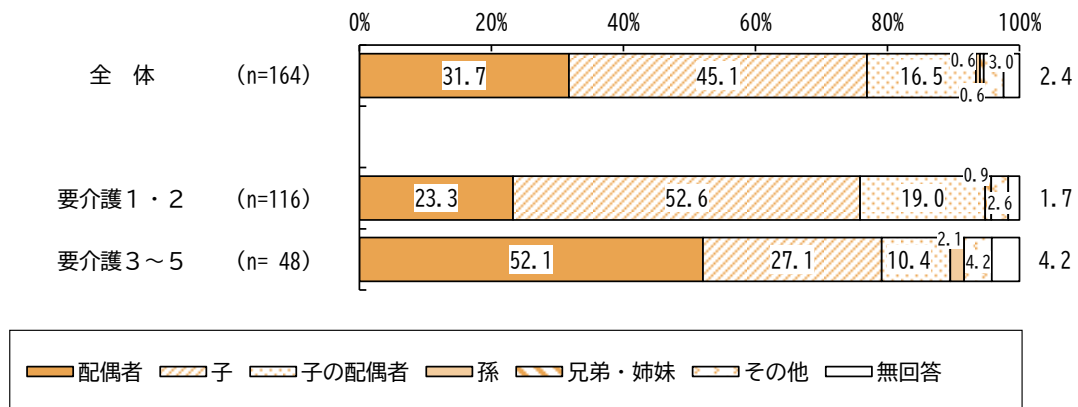
「ほぼ毎日ある」が64.7%と最も多く、次いで「ない」が13.4%、「週に3～4日ある」が8.5%などとなっています。



③ 主な介護者

「子」が45.1%と最も多く、次いで「配偶者」が31.7%、「子の配偶者」が16.5%などとなっています。

要介護度別にみると、「要介護3～5」では「配偶者」が52.1%と最も多くなっています。



④ 主な介護者の年齢

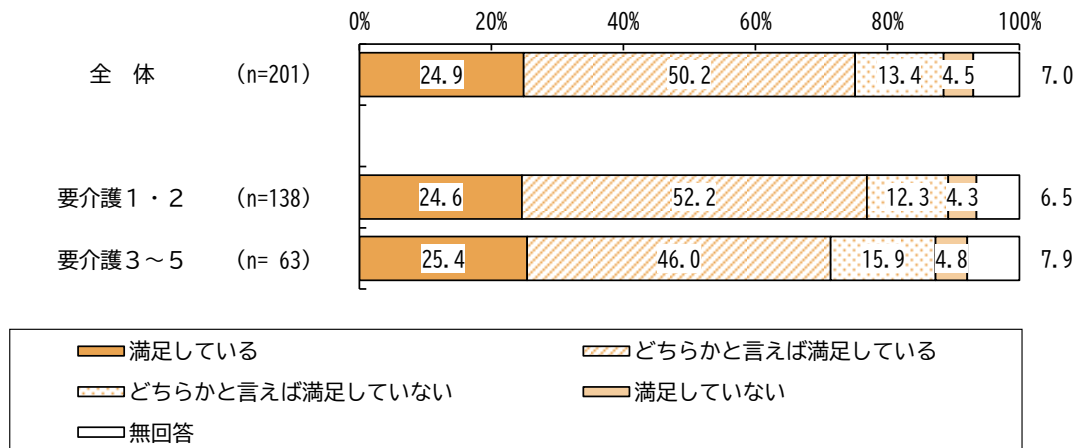
「60代」が40.2%と最も多く、次いで「70代」が23.8%、「80歳以上」が17.1%などとなっています。

		上段：件数 下段：%										
		全体	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	わからない	無回答
全体		164	-	-	4	4	20	66	39	28	-	3
		100.0	-	-	2.4	2.4	12.2	40.2	23.8	17.1	-	1.8
要介護度別	要介護1・2	116	-	-	1	2	17	50	26	19	-	1
		100.0	-	-	0.9	1.7	14.7	43.1	22.4	16.4	-	0.9
	要介護3～5	48	-	-	3	2	3	16	13	9	-	2
		100.0	-	-	6.3	4.2	6.3	33.3	27.1	18.8	-	4.2

(11) 介護・介助の状況について（在宅介護実態調査）

① 介護保険制度全般に対する満足度

「満足している」が24.9%、「どちらかと言えば満足している」が50.2%、「どちらかと言えば満足していない」が13.4%、「満足していない」が4.5%となっています。



② 満足していると感じる理由

「ケアマネジャーなどに相談ができるようになったから」が81.5%と最も多く、次いで「家族への負担が減ったから」が45.0%、「安心して生活できるようになったから」が40.4%などとなっています。

上段：件数 下段：%

	全体	安心して生活できるようになったから	ケアマネジャーなどに相談ができるようになったから	家族への負担が減ったから	悪化防止に役立っているから	精神的にゆとりができたから	意欲がわいてきたから	時間にゆとりができたから	その他	無回答
全体	151	61	123	68	57	46	10	33	4	2
	100.0	40.4	81.5	45.0	37.7	30.5	6.6	21.9	2.6	1.3

要介護度別	要介護1・2	要介護3～5
	106	45
	100.0	100.0
	38	23
	35.8	51.1
	85	38
	80.2	84.4
	44	24
	41.5	53.3
	37	20
	34.9	44.4
	34	12
	32.1	26.7
	9	1
	8.5	2.2
	25	8
	23.6	17.8
	4	-
	3.8	-
	2	-
	1.9	-

③ 満足していないと感じる理由

「利用料金（自己負担）が高いから」が50.0%と最も多く、次いで「介護保険料が高いから」が47.2%、「介護保険制度が複雑でわかりにくいから」が44.4%などとなっています。

要介護度別にみると、“要介護3～5”では「介護保険制度が複雑でわかりにくいから」が46.2%と最も多くなっています。

上段：件数 下段：%

	全体	介護保険料が高いから	利用料金（自己負担）が高いから	介護保険制度が複雑でわかりにくいから	介護認定の結果に不満があるから	少ないから	サービス事業者についての情報や資料が	介護認定の申請がめんどうだから	希望するサービスが受けられないから	希望する回数が受けられないから	利用するためには待たなければならない	サービスがあるから	利用したいときに利用が出来ないから	各事業者との契約がめんどうだから	かかるから	介護認定が出るまでの手続きに時間が	その他	無回答
全体	36	17	18	16	11	8	8	10	4	5	7	3	10	1	1			
	100.0	47.2	50.0	44.4	30.6	22.2	22.2	27.8	11.1	13.9	19.4	8.3	27.8	2.8	2.8			

要介護度別	要介護1・2	要介護3～5
	23	13
	100.0	100.0
	12	5
	52.2	38.5
	14	4
	60.9	30.8
	10	6
	43.5	46.2
	9	2
	39.1	15.4
	4	4
	17.4	30.8
	7	1
	30.4	7.7
	8	2
	34.8	15.4
	3	1
	13.0	7.7
	2	3
	8.7	23.1
	6	1
	26.1	7.7
	2	1
	8.7	7.7
	7	3
	30.4	23.1
	-	1
	-	7.7
	-	1
	-	7.7

(12) 在宅生活について（在宅介護実態調査）

① 在宅生活の継続に必要なと思う介護サービス

「通所介護（デイサービス）」が43.8%と最も多く、次いで「ショートステイ」が37.3%、「介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養病床）」が32.3%などとなっています。

	全体	上段：件数														下段：%	
		訪問介護（ホームヘルプサービス）	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護（デイサービス）	通所リハビリテーション（デイケア）	夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	ショートステイ	居宅療養管理指導	グループホーム	介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養病床）	介護付有料老人ホーム	無回答
全体	201	46	53	48	36	88	39	19	21	29	26	75	28	16	65	20	33
	100.0	22.9	26.4	23.9	17.9	43.8	19.4	9.5	10.4	14.4	12.9	37.3	13.9	8.0	32.3	10.0	16.4

要介護度別		上段：件数																下段：%	
		要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5
要介護1・2	138	34	32	28	20	65	26	16	14	21	15	52	18	14	43	14	20		
	100.0	24.6	23.2	20.3	14.5	47.1	18.8	11.6	10.1	15.2	10.9	37.7	13.0	10.1	31.2	10.1	14.5		
要介護3～5	63	12	21	20	16	23	13	3	7	8	11	23	10	2	22	6	13		
	100.0	19.0	33.3	31.7	25.4	36.5	20.6	4.8	11.1	12.7	17.5	36.5	15.9	3.2	34.9	9.5	20.6		

② 在宅生活の継続に必要なと思う支援

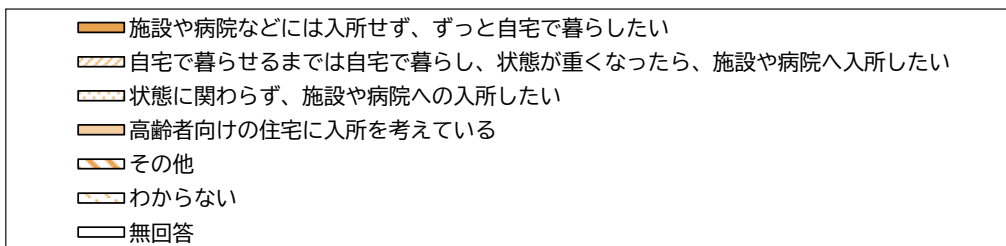
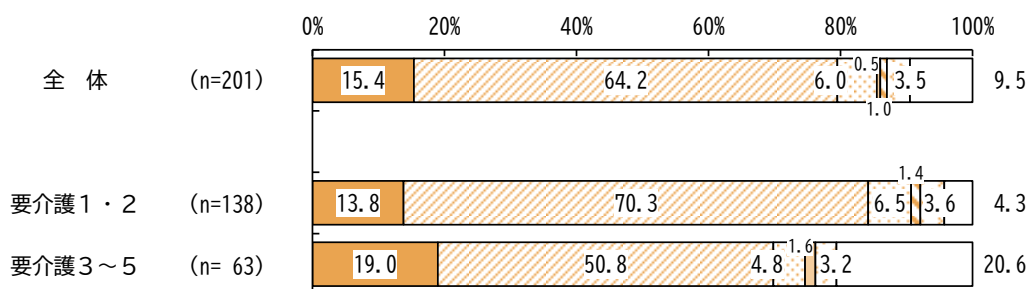
「話し相手・相談相手」が36.8%と最も多く、次いで「災害時の避難の手助け」が30.3%、「通院や窓口への付き添い」が25.9%などとなっています。

	全体	上段：件数														下段：%		
		安否確認の見守り・声かけ	話し相手・相談相手	買い物の手伝い	調理・炊事	食事の配達	掃除・洗濯	ごみ出し	通院や窓口への付き添い	外出の送迎	庭の草取り・草刈り	サロンなどの通いの場や居場所づくり	災害時の避難の手助け	服薬の管理	金銭の管理	その他	特にない	無回答
全体	201	50	74	29	34	38	38	22	52	41	21	25	61	32	22	2	24	35
	100.0	24.9	36.8	14.4	16.9	18.9	18.9	10.9	25.9	20.4	10.4	12.4	30.3	15.9	10.9	1.0	11.9	17.4

要介護度別		上段：件数																下段：%	
		要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5	要介護1・2	要介護3～5
要介護1・2	138	35	56	19	22	29	28	15	39	29	11	18	46	25	17	1	18	17	
	100.0	25.4	40.6	13.8	15.9	21.0	20.3	10.9	28.3	21.0	8.0	13.0	33.3	18.1	12.3	0.7	13.0	12.3	
要介護3～5	63	15	18	10	12	9	10	7	13	12	10	7	15	7	5	1	6	18	
	100.0	23.8	28.6	15.9	19.0	14.3	15.9	11.1	20.6	19.0	15.9	11.1	23.8	11.1	7.9	1.6	9.5	28.6	

③ 今後受けたいと思う介護

「自宅で暮らせるまでは自宅で暮らし、状態が重くなったら、施設や病院へ入所したい」が64.2%と最も多く、次いで「施設や病院などには入所せず、ずっと自宅で暮らしたい」が15.4%、「状態に関わらず、施設や病院への入所したい」が6.0%などとなっています。



3 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の設定

御前崎市では現在2圏域を「日常生活圏域」として設定し、福祉サービスの提供や事業所の指定を行っています。本計画でもこれを継続し、より身近に福祉サービスが受けられる環境づくりを目指します。

(2) 地区別人口、高齢化率の推移

地区別の高齢化率をみると、浜岡地区で30.6%、御前崎地区で36.5%となっており、いずれの地区でも高齢化率は上昇傾向にあります。

単位：人

単位：人

単位：%

	総人口		高齢者人口		高齢化率	
	令和2年	令和5年	令和2年	令和5年	令和2年	令和5年
浜岡地区	22,061	21,240	6,334	6,506	28.7	30.6
池新田	9,100	8,866	2,433	2,511	26.7	28.3
高松	3,300	3,183	938	965	28.4	30.3
佐倉	4,612	4,405	1,169	1,239	25.3	28.1
比木	1,469	1,372	529	527	36.0	38.4
朝比奈	2,059	1,959	705	719	34.2	36.7
新野	1,521	1,455	560	545	36.8	37.5
御前崎地区	9,798	9,168	3,327	3,345	34.0	36.5
御前崎	4,617	4,309	1,661	1,647	36.0	38.2
白羽	5,181	4,859	1,666	1,698	32.2	34.9

※資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

4 前計画の評価と課題

本計画を策定するにあたり、前計画に掲げた3つの基本目標について振り返ります。

(1) 介護保険事業と持続可能な運営

介護給付適正化事業を実施することで介護サービスの効果的・効率的な運用を行いました。今後も介護給付の適正化を図るために事業を継続して実施していく必要があります。

(2) 自立支援・介護予防・重度化予防（地域支援事業）

介護予防・生活支援サービス事業については、市の要綱・要領に基づき、事業委託及び更新を行い、制度の変更の対応など総合事業の維持・管理を行いました。自立支援訪問サービス（生活援助）において、ニーズはある一方で利用枠が少ないという課題があります。

一般介護予防事業においては、基本チェックリストを通じて要介護状態となるおそれがある事業対象者を介護予防事業に結び付けました。また、おまえぎ介護予防運動指導士養成講座を通じて介護予防の担い手となるボランティアの育成を図りました。介護予防のボランティアとなる担い手の高齢化により担い手不足の課題があります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進においては、健康づくり課や市民課と協働し、健康課題の把握、健康診断の受診勧奨、介護予防や健康増進に関する取り組みを行いました。健康課題は市民ごとに背景が異なるため、効果的な取り組みを実施していくことが難しい現状があります。

保険者機能強化推進交付金等の活用においては、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用し、地域の特性の把握、実施内容の振り返り、介護予防事業の推進を行いました。引き続き保険者機能強化推進交付金等を活用し、介護予防事業等を実施する必要があります。

地域包括ケアシステムの推進においては、地域包括支援センターを中心に医療、保健、福祉、介護などの包括的な支援を行うとともに、地域の医療、介護資源の把握や在宅医療、介護連携の3か年計画の立案等を通じて、地域における在宅医療、介護の連携を推進しました。介護サービスだけでは対応が難しい複合的で複雑なケースへの対応が課題となっています。また、御前崎市版人生会議ノートである「未来ノート」を活用し、ACPの促進に取り組みました。今後も継続して未来ノートの周知と啓発が必要となっています。

認知症サポーター養成講座や認知症ケアパスの作成と周知、チームオレンジの活動の理解等を通じて地域で認知症を支える体制を充実させました。チームオレンジの活動を活性化させていくこと、本人発信支援を具体化していくことが課題となっています。

(3) 高齢者福祉事業

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりにおいては、高齢者の日常の困りごとを支援する地域ささえあいサポーターの増加を図りました。地域ささえあいサポーターの高齢化により退会者が発生しており、周知・啓発を通じてサポーターを確保していく必要があります。また、移送サービス事業や福祉車両貸与事業等を通じて、高齢者の移動を支援しました。福祉車両貸与事業については、周知が不足しており、新たな広報等を検討する必要があります。

避難行動要支援者の把握や福祉避難所の立ち上げ訓練等を実施し、高齢者が安心できる防災対策を実施しました。避難行動要支援者の個別計画に福祉専門職の参加を促すことで実効性のある計画にしていく必要があります。

生きがいづくりへの支援においては、老人クラブの活動支援や高齢者の生きがい教室の開催、シルバー人材センターへの支援等を通じて、高齢者の生きがいづくり、社会参加を支援しました。高齢化の進行により老人クラブの会員数が減少しており、生きがいづくり活動については新型コロナウイルスの影響による参加者の減少、参加者が少ない地区があるため、周知を図る必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本方針

1 基本理念

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図るために、「互いに支え合って暮らせる基盤づくり」「安心して暮らせるシステムづくり」「自分らしい生き方の助長」の3つを基本理念として、高齢者福祉施策を総合的に展開してきました。今後は、これまで推進してきた地域包括ケアシステムの更なる深化、また制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現、そして2040年を見据えた高齢者福祉施策の展開が重要となります。

本計画は団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、中長期的な展望のもとに策定した前回計画を引き継ぐことになるため、これまでの基本理念を継承し、計画を推進していきます。

「互いに支え合って暮らせる基盤づくり」

「安心して暮らせるシステムづくり」

「自分らしい生き方の助長」

2 基本目標

(1) 介護保険事業と持続可能な運営

介護保険サービスは高齢者にとっても、介護者にとっても地域で自分らしい生活を営むために必要不可欠です。高齢化の進行や介護ニーズの増加を踏まえ、少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達する2040年を見据えながら、地域の実情に応じたサービス基盤を整備していくことで、持続可能な介護保険事業を運営していきます。

(2) 自立支援・介護予防・重度化予防

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、要介護状態とならないような支援を充実させるとともに、健康寿命の延伸に向けた取り組みを展開していく必要があります。これまで取り組んできた自立支援・介護予防・重度化防止事業を充実させるとともに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、切れ目のない支援を展開していきます。

(3) 地域包括ケアシステムの深化

地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現のための根幹となるものであり、地域包括ケアシステムが実現する2025年を見据え、地域包括ケアシステムを深化させていくことが重要です。地域包括支援センターの機能強化に加え、在宅医療・介護サービスを提供する基盤整備、県と連携した地域における福祉人材の確保、介護者への支援等を充実させることで、地域包括ケアシステムを深化させていきます。

(4) 高齢者福祉事業

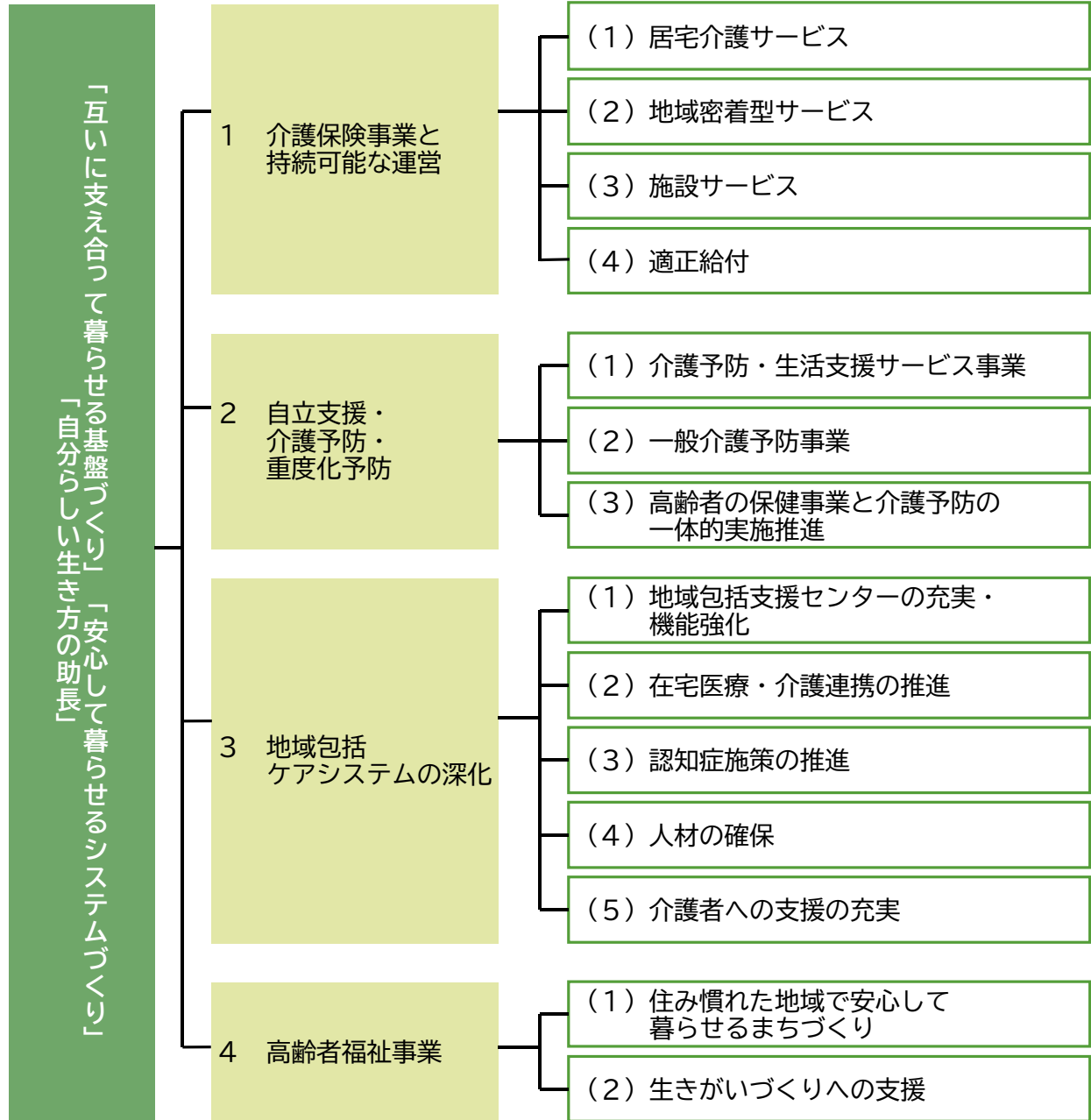
介護保険事業だけではなく、高齢者の日常生活を支える様々なサービスを充実させることが必要です。また、災害時等の緊急時における支援体制を充実させることで、誰もが安心して生活できる地域を実現していくことも重要です。住み慣れた地域で安心して生活できる環境の整備を行うとともに、就労やスポーツ、文化活動への参画の促進等をはじめとする高齢者の生きがいづくりを支援していきます。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]



第4章 施策の展開

1 介護保険事業と持続可能な運営



(1) 居宅介護サービス

介護保険制度における要介護認定者が、たとえ介護が必要になっても可能な限り在宅で生活を送れるよう、個々の状況に応じた適切なケアマネジメントの推進と、それに基づく居宅サービスの利用促進に努めます。

また、在宅でねたきりの高齢者等を介護している家庭にとって、訪問介護は重要な役割を担っています。要介護認定者が増加傾向で推移しているため、利用者数及び利用者一人あたりの利用回数は増加することが見込まれています。利用者の自立支援のため、より質の高いサービスが提供できるよう事業所支援を行います。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士又はホームヘルパーが家庭を訪問して、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	回/月	2,799	2,720	2,673	2,700	2,750	2,800
	人/月	127	127	133	135	135	140

※令和5年度の値は見込値

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

看護師や介護職員が移動入浴車等で各家庭を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、要介護者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

また、在宅で療養する重度者の増加に伴い、需要が伸びることが予想されます。在宅介護を支援するためにも、ニーズに応じたサービスが提供できるよう事業所と連携を図ります。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	回/月	156	137	121	145	150	155
	人/月	26	22	19	23	24	25
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の値は見込値・※計画値の0はサービスの枠組はあるが利用の可能性として低いため

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護者（要支援者）について、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの提供に当たっては、主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護	回/月	505	432	400	420	430	450
	人/月	96	81	76	80	80	85
介護予防訪問看護	回/月	20	13	8	15	15	15
	人/月	5	4	3	5	5	5

※令和5年度の値は見込値

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士が家庭を訪問して、要介護者（要支援者）の心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。在宅での自立支援や重度化予防及び介護者を支えるための環境づくりを、事業所と連携して支援します。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	回/月	259	264	269	300	310	325
	人/月	22	22	25	30	30	30
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	41	22	25	30	30	30
	人/月	4	2	2	5	5	5

※令和5年度の値は見込値

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者（要支援者）について、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行います。

また、医療的な支援が必要な方に、医師、歯科医師、薬剤師等による居宅療養管理指導が導入できるように、ケアマネジャーやサービス事業所と連携していきます。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	人/月	109	103	107	135	140	145
介護予防居宅療養管理指導	人/月	5	4	4	10	10	10

※令和5年度の値は見込値

⑥ 通所介護

デイサービスセンター等への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図ります。

また、要介護認定者が増加傾向で推移する中、需要が伸びることが予想されます。在宅介護を支援するためにも、ニーズに応じたサービスが提供できるよう事業所と連携を図ります。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護	回/月	4,477	4,131	4,172	4,700	4,750	4,800
	人/月	360	341	328	370	375	380

※令和5年度の値は見込値

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などへの通所により、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

病院の入院日数の減少や医療・介護施設からの在宅復帰の増加に伴い、需要が増えているため、在宅での自立支援や重度化予防及び介護者を支えるための環境づくりを、事業所と連携して支援します。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所リハビリテーション	回/月	416	388	370	420	440	450
	人/月	63	55	57	65	70	75
介護予防通所リハビリテーション	人/月	13	19	20	25	25	25

※令和5年度の値は見込値

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

利用者のニーズに即したサービスが提供できるよう、事業者とケアマネジャーが連携を図るとともに、利用状況を把握していきます。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所生活介護	日/月	590	514	735	820	830	840
	人/月	92	84	98	105	110	115
介護予防短期入所生活介護	日/月	3	4	18	20	20	20
	人/月	1	2	5	5	5	5

※令和5年度の値は見込値

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院に短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

利用者のニーズに即したサービスが提供できるよう、事業者とケアマネジャーが連携を図るとともに、利用状況を把握していきます。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護	日/月	41	44	79	80	80	80
	人/月	6	7	15	16	16	16
介護予防短期入所療養介護	日/月	9	6	6	7	7	7
	人/月	1	1	1	1	1	1

※令和5年度の値は見込値

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を要介護者等に貸与します。

利用者の身体状況に適した福祉用具が適正な価格で貸与されるよう、ケアマネジャーや事業者への情報提供や指導を行います。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与	人/月	434	424	419	440	445	450
介護予防福祉用具貸与	人/月	40	54	76	80	80	80

※令和5年度の値は見込値

⑪ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

要介護者（要支援者）の日常生活の便宜を図るため、入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費の一部を支給します。

利用者の身体状況に適した福祉用具が適正な価格で提供されるよう、事業者への指導を行います。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具購入費	人/月	9	8	4	15	15	15
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	1	2	2	5	5	5

※令和5年度の値は見込値

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者（要支援者）が手すりの取付けや段差の解消等を行ったときに改修費を支給します。

住宅改修制度の周知に努め、事前審査の段階で適切な住宅改修が行えるよう、ケアマネジャーや事業所への情報提供や指導を行います。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修	人/月	2	3	3	5	5	5
介護予防住宅改修	人/月	0	1	1	1	1	1

※令和5年度の値は見込値

⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護（支援）認定者について、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

サービス提供体制は充足していますが、利用者のニーズに適した質の高いサービスが提供できるよう、事業者への指導を行います。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護	人/月	54	54	54	55	55	55
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	4	4	5	6	6	6

※令和5年度の値は見込値

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

要介護（支援）認定者の居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護（支援）認定者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、要介護（支援）認定者が介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスの提供を行います。

適正にケアプランの作成が行われるよう、ケアプラン点検を通じてケアマネジャーの育成支援を行います。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	人/月	596	571	545	600	610	620
介護予防支援	人/月	55	69	89	90	95	95

※令和5年度の値は見込値

(2) 地域密着型サービス

介護保険サービス事業者に対する指導・監査、並びに地域密着型サービス事業者に対する集団指導、実地指導を定期的に行い、サービスの質を高めます。

① 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、要介護高齢者に対して、通所介護サービスを提供します。

地域に根差したサービスとなるよう、事業所と地域との連携支援を行っていきます。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護	回/月	394	448	399	420	430	440
	人/月	51	61	55	58	59	60

※令和5年度の値は見込値

② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に通所介護サービスを提供します。

症状に応じた専門性のある介護や支援を受けることで、症状の緩和や穏やかな生活を取り戻すことが可能になります。

認知症ケアを行うサービスとして適切な利用につながるよう、認知症ケアに対する普及啓発活動を推進します。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	回/月	598	569	628	680	690	730
	人/月	46	46	44	50	55	60
介護予防 認知症対応型通所介護	回/月	8	12	16	20	20	20
	人/月	2	3	4	5	5	5

※令和5年度の値は見込値

③ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護サービスを提供します。

利用者のニーズに即したサービスが提供できるよう、令和4年度に新たな事業所を開設しました。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	3	19	29	29	29	29
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の値は見込値・※計画値の0はサービスの枠組はあるが利用の可能性として低いため

④ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護（支援）認定者について、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型共同生活介護	人/月	63	61	59	59	59	77
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の値は見込値・※計画値の0はサービスの枠組はあるが利用の可能性として低いため

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

介護老人福祉施設との整合性を図りながら、利用者の需要を把握していきます。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	29	28	29	29	29	29

※令和5年度の値は見込値

（3）施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

在宅での介護が困難な要介護者の増加が見込まれることから、近隣市における施設整備の動向を踏まえ、待機者の状況把握に努めていきます。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	人/月	221	217	211	212	212	212

※令和5年度の値は見込値

② 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

在宅での介護が困難な要介護者の増加が見込まれることから、近隣市における施設整備の動向を踏まえ、待機者の状況把握に努めていきます。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設	人/月	77	68	68	70	70	70

※令和5年度の値は見込値

③ 介護療養型医療施設・介護医療院

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設で、要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練等の必要な医療を行います。

医療と介護の連携のもとに「社会的入院」を減らすことが長年課題とされ、平成18年からの「医療制度改革」の一環として平成29年度末までの廃止が決定されていましたが、新施設（「介護医療院」や「介護療養型老人保健施設」など）に転換するための準備期間が6年間（令和5年度末まで）に延長されました。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護療養型医療施設	人/月	0	0	0	-	-	-
介護医療院	人/月	2	2	2	2	2	2

※令和5年度の値は見込値

（4）適正給付

① 要介護認定の適正化

要介護認定申請（新規・区分変更・更新）に係る認定調査の結果について、保険者による点検の実施を通じた要介護認定の適正化を図ります。

また、厚生労働省要介護認定適正化事業の「業務分析データ」を基に、全国の保険者との格差分析を行い、分析結果を認定調査員に伝達します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保険者による調査結果の点検	全件点検	全件点検	全件点検

② ケアプランの点検

利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか着目し、複数の専門職を交えケアプランの点検を実施します。このことにより、利用者に対する質の高いサービス提供を通じた介護給付の適正化を図ります。

適正化システムを活用してケアプランの確認が必要な利用者を選定し、担当介護支援専門員に対してケアプランの提出を求めます。多職種が参加するケアプラン会議を開催し、担当介護支援専門員及びサービス事業所が出席し、提出を受けたケアプランについて、専門職を交え検討、助言を行います。

ケアプラン会議で頻繁にみられる課題等については、集団指導にて伝達し、介護支援専門員の資質向上を図ります。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン点検	16	16	16

③ 住宅改修等の点検

住宅改修について、保険者が申請者宅の実態確認や、工事見積書の点検、竣工前後の訪問調査等を行うことにより、住宅改修が適正に行われているかどうか確認を行います。

福祉用具購入・貸与について、福祉用具利用者の状態像等から見て、利用が想定しにくい福祉用具の購入・貸与により、利用者の自立支援が阻害されていないか等、福祉用具の必要性や利用状況等を確認することで介護給付の適正化を図ります。また、軽度者の福祉用具貸与についても、利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の利用が行われているかどうか確認していきます。

点検にあたっては、リハビリテーション専門職等の支援を受けて実施します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
・住宅改修 書面及び現地調査による改修内容点検	・専門職等による 全件点検 ・現地調査1件	・専門職等による 全件点検 ・現地調査1件	・専門職等による 全件点検 ・現地調査1件
・福祉用具購入・貸与 福祉用具購入については全件書面審査、福祉用具貸与については貸与計画書の点検	購入 ・書面全件 貸与 ・福祉用具貸与 計画の確認8件	購入 ・書面全件 貸与 ・福祉用具貸与 計画の確認8件	購入 ・書面全件 貸与 ・福祉用具貸与 計画の確認8件
軽度者福祉用具貸与届の点検	・書面全件 ・専門職等による 全件点検	・書面全件 ・専門職等による 全件点検	・書面全件 ・専門職等による 全件点検

④ 医療情報との突合・縦覧点検

適正化システムを活用し、提供されたサービスの整合性や日数などの点検を実施し、介護報酬の請求内容の誤りや医療保険と介護保険の給付情報を突合し、重複請求などの是正を行います。

本事業は静岡県国民健康保険団体連合会（国保連）に委託しています。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報突合	帳票の点検等を毎月実施（国保連へ委託）		
縦覧点検	（ア）～（エ）の4帳票の点検を毎月実施（国保連へ委託）		

※（ア）算定期間回数制限縦覧チェック一覧表、（イ）重複請求縦覧チェック一覧表、（ウ）居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧、（エ）単独請求明細書における準受付チェック一覧表

⑤ 給付実績の活用

国保連の「介護給付適正化システム」から出力される帳票を点検して、請求内容が適正であるか確認します。また、国保連が開催する研修会への参加や、同会が作成したマニュアルを活用して、点検を実施できる職員の数を増やします。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
システム帳票（ア）～（エ）の4帳票について点検を実施	月1回	月1回	月1回

※（ア）介護支援専門員あたり給付管理票作成状況一覧表、（イ）支給限度額一定割合超一覧表、（ウ）認定調査状況と利用サービス不一致一覧表、（エ）通所サービス請求状況一覧表

⑥ 要介護認定の申請から結果通知までの期間の短縮

要介護認定申請件数の増加等により、慢性的に不足している認定調査員を増員し、申請から調査実施まで日数の短縮を図ります。また、認定調査員に対する内部研修等を毎月開催し、認定調査員の作成する調査票の質を高めることで、調査票の点検、修正に要する時間の短縮を図ります。

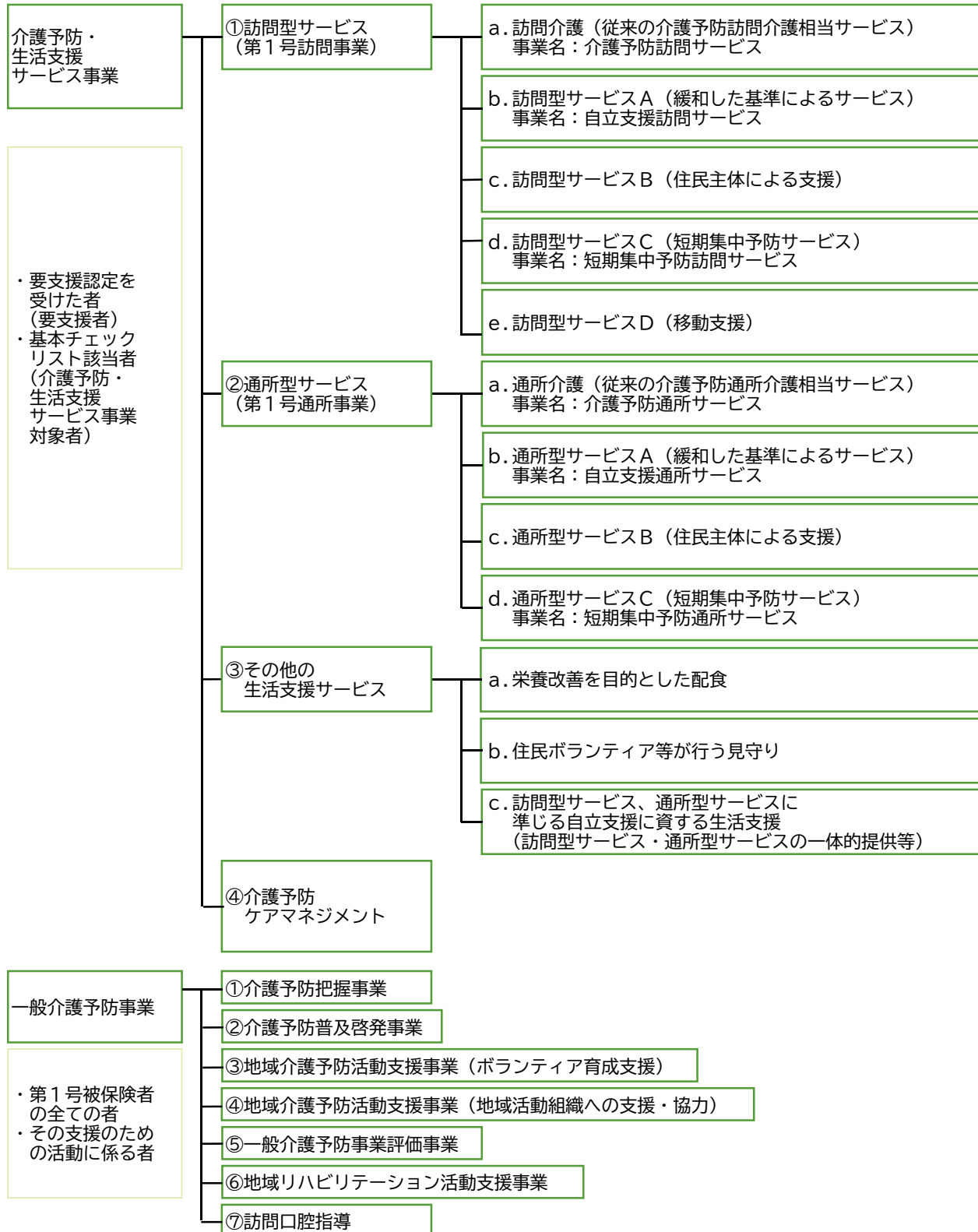
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の申請から結果通知までの平均処理期間の短縮（令和3年度上半期の全国平均36.2日）	40日	39日	38日

2 自立支援・介護予防・重度化予防



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の全体像

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。



(2) 介護予防・生活支援サービス事業

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を実現するためには、高齢者が要介護状態とならないような介護予防の充実と高齢者の生活を支える生活支援サービスの充実が必要です。事業者や関係機関、NPO、地域等と連携し、高齢者の介護予防の場を充実させるとともに、地域の自主的な介護予防活動の活性化を図ります。また、市民ニーズを把握しながら、ニーズに合った生活支援サービスの充実を図ります。

① 訪問型サービス（第1号訪問事業）

a. 訪問介護（従来の介護予防訪問介護相当サービス）

事業名：介護予防訪問サービス

介護予防訪問サービスは、要支援者等に対して、訪問介護員等が入浴、食事等の生活行為の支援を行うことで、自立に向け機能向上を図るものです。

■介護予防訪問サービスの実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者数	事業所	1	2	2	3	3	3
利用実人数	人/月	21	18	23	23	23	23
利用実人数	人/年	22	26	25	25	25	25

※令和5年度の値は見込値

b. 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

事業名：自立支援訪問サービス

自立支援訪問サービスは、要支援者等に対して、訪問員が掃除、調理、洗濯等を行うことにより、自立した生活を支援するものです。利用枠の拡大を図り、より良いサービスの提供ができるように検討していきます。

■自立支援訪問サービス（身体援助）の実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者数	事業所	1	1	1	1	1	1
利用実人数	人/月	1	1	0	1	1	1
利用実人数	人/年	1	1	0	1	1	1
利用延回数	回/年	15	28	0	25	25	25

※令和5年度の値は見込値

■自立支援訪問サービス（生活援助）の実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者数	事業所	1	1	1	1	1	1
利用実人数	人/月	4	3	4	4	4	4
利用実人数	人/年	5	4	10	10	10	10
利用延回数	回/年	165	122	200	200	200	200

※令和5年度の値は見込値

c.訪問型サービスB（住民主体による支援）

訪問型サービスBは、居宅等において支援を受ける要支援者等に対して、地域住民が支援の担い手となって、生活課題の解決を図るものです。

現在、社会福祉協議会の事業にて住民サポーターを養成し、支援を行っています。

※P59①「地域ささえあいサポーター養成事業（社会福祉協議会）」参照

d.訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

事業名：短期集中予防訪問サービス

短期集中予防訪問サービスは、保健・医療の専門職が居宅等を訪問し、生活に関する問題を総合的に把握・評価し、地域で自立した生活の継続を図るものです。

■短期集中予防訪問サービスの実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者数	事業所	1	1	1	1	1	1
利用実人数	人/月	1	1	1	1	1	1
利用実人数	人/年	3	1	2	2	2	2
利用延回数	回/年	34	8	40	40	40	40

※令和5年度の値は見込値

e.訪問型サービスD（移動支援）

訪問型サービスDは、移動困難者に対し、外出時の支援を図るものです。

訪問型サービスDの実施については民間企業など、様々な視点での支援を検討していきます。

② 通所型サービス（第1号通所事業）

a. 通所介護（従来の介護予防通所介護相当サービス）

事業名：介護予防通所サービス

介護予防通所サービスは、通所の形態を用い、入浴、食事等の介助及び機能訓練を行うことで、自立へ向け機能向上を図るものです。

■介護予防通所サービスの実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者数	事業所	10	11	11	11	11	12
利用実人数	人/月	68	69	88	88	88	88
利用実人数	人/年	108	117	125	125	125	125

※令和5年度の値は見込値

b. 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

事業名：自立支援通所サービス

自立支援通所サービスは、通所により、閉じこもり予防及び社会参加の維持を行うとともに、日常生活上の意欲及び活動性の向上に取り組むことで、介護予防・生活自立を図るものです。

■自立支援通所サービスの実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者数	事業所	5	4	4	4	4	4
利用実人数	人/月	105	88	87	87	87	87
利用実人数	人/年	144	118	140	140	140	140
利用延回数	回/年	4,451	3,851	4,000	4,000	4,000	4,000

※令和5年度の値は見込値

c. 通所型サービスB（住民主体による支援）

通所型サービスBは、居宅等において支援を受ける要支援者等に対して、地域住民が主体となり地区センター等で通いの場を提供し支援することにより、閉じこもり予防及び社会参加の維持を図るものです。

通所型サービスBは、一般介護予防事業における地域支援介護予防活動支援事業（ボランティア育成支援）として実施しています。

※P49③「地域介護予防活動支援事業（ボランティア育成支援）」参照

d. 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

事業名：短期集中予防通所サービス

短期集中予防通所サービスは、要支援者等に対し、通所において短期間に集中して心身機能や生活動作の向上を目的に保健・医療の専門職が支援し、地域で自立した生活の継続を図るものです。

事業者の拡大、または送迎枠の拡大を検討していきます。

■短期集中予防通所サービスの実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業者数	事業所	1	2	2	2	2	2
利用実人数	人/月	7	6	2	3	3	3
利用実人数	人/年	26	20	15	15	15	15
利用延回数	回/年	377	253	94	225	225	225

※令和5年度の値は見込値

③ 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、本人のできることをともに発見し、主体的な活動と参加意欲を高めることを目指すものです。

年1回の対面評価に加え、月1回の事業所からの報告確認とともに、6か月ごとのモニタリング体制を確認しています。状態の変化に対応したケアマネジメントを行うため、担当者の確保をしていきます。

■介護予防ケアマネジメントの実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（Aプラン）	人/月	55	56	61	60	60	60
利用人数（Bプラン）	人/月	99	83	82	80	80	80
利用人数（Cプラン）	人/月	2	2	1	1	1	1

※令和5年度の値は見込値

(3) 一般介護予防事業

介護予防を効果的に推進していくために、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、要介護状態とならないように、高齢者の健康と暮らしの向上を図るために、介護予防対象者の把握から、様々な介護予防事業を展開していきます。また、高齢者個人の支援だけではなく、リハビリテーション専門職との連携のもと、効果的な介護予防事業を展開していきます。

① 介護予防把握事業

高齢者に基本チェックリストを行い、要介護状態となるおそれがある事業対象者を早期発見し、介護予防事業に結び付けるための事業です。

支援的な把握方法を検討しながら要介護認定者を除く市内の高齢者を対象に基本チェックリストを送付します。

■介護予防把握事業の実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数（実人数）	人/年	2,502	2,614	1,712	2,400	1,800	2,500
基本チェックリスト回収率	%/年	63	61	59	60	60	60

※令和5年度の値は見込値

② 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するために、パンフレット作成、健康教育、講演会等を実施するものです。

■介護予防普及啓発事業の実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
講演会開催総回数	回/年	32	55	60	65	65	65
参加総延人数	人/年	392	847	860	860	860	860
運動関連(開催回数)	回/年	1	18	9	12	12	12
運動関連 (参加延人数)	人/年	19	258	40	120	120	120
口腔関連(開催回数)	回/年	14	23	20	20	20	20
口腔関連 (参加延人数)	人/年	224	284	240	240	240	240
栄養関連(開催回数)	回/年	10	17	15	15	15	15
栄養関連 (参加延人数)	人/年	119	200	165	165	165	165
認知症関連 (開催回数)	回/年	10	13	10	10	10	10
認知症関連 (参加延人数)	人/年	109	178	130	130	130	130
その他内容 (開催回数)	回/年	28	26	25	25	25	25
その他内容 (参加延人数)	人/年	360	354	325	325	325	325
健康相談会(開催回数)	回/年	32	37	35	35	35	35
健康相談会 (参加延人数)	人/年	305	337	315	315	315	315
介護予防教室 (認知症予防教室他) (開催回数)	回/年	22	32	32	32	32	32
介護予防教室 (認知症予防教室他) (延人数)	人/年	136	290	320	320	320	320

※令和5年度の値は見込値

③ 地域介護予防活動支援事業（ボランティア育成支援）

地域介護予防活動支援事業（ボランティア育成支援）は、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に関する地域活動組織の育成及び支援を行うものです。

■介護予防運動指導士養成講座の実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運動指導士養成数	人/年	6	4	15	7	7	7
	登録者数	133	137	152	159	166	173

※令和5年度の値は見込値

④ 地域介護予防活動支援事業（地域活動組織への支援・協力）

地域介護予防活動支援事業（地域活動組織への支援・協力）は、介護予防に関する地域活動組織の育成及び支援を行うものです。

地域に高齢者が参加できる通いの場の拡充を推進し支援することで、より多くの高齢者に対する介護予防を実施します。

■通いの場の実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生きがいサロン	派遣回数	3	5	6	6	6	6
	参加延べ人数	50	77	90	90	90	90
転倒予防教室 (体良教室)	派遣回数	52	74	72	72	72	72
	参加延べ人数	595	774	720	720	720	720
その他 (茶話会等)	派遣回数	43	68	70	70	70	70
	参加延べ人数	454	747	700	700	700	700

※令和5年度の値は見込値

おまえぎき体良体操

「おまえぎき体良体操」は、介護予防における一般高齢者の健康増進、要介護認定者の重度化予防などを目的に、手軽にできて効率的に体を動かせる体操として理学療法士の監修のもと平成19年に作成された体操です。

令和5年11月27日に第12回健康寿命をのばそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）の自治体部門で厚生労働大臣優秀賞を受賞しました。

市内9か所の教室でおまえぎき体良体操を実施しており、まおまおチャンネルで毎日14時30分から放送しています。

⑤ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業評価事業は、プロセス評価を中心に事業評価を実施するものです。各計画の達成状況を確認し、効果判定を行い、事業の実施方法や内容を改善します。

⑥ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が通所、訪問、地域ケア会議への参加、住民主体の通いの場等への助言及び支援等を行うことで、介護予防の取り組みの機能強化を図るものです。

行政にリハビリテーション専門職が勤務することで、各場面でのつなぎ役となり、切れ目のないリハビリテーションの提供と在宅生活から施設生活まで、その人がその人らしく生活できる支援につなげます。

■地域リハビリテーション活動支援事業の実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問回数（実施回数）	回/年	45	24	20	20	25	25
地域ケア会議（検討件数）	回/年	28	32	40	40	40	40
多職種の連携（実施回数）	回/年	3	10	8	8	8	8
住民主体の通いの場の支援（実施回数）	回/年	25	30	40	40	40	40
講演会・研修会講師（実施回数）	回/年	9	16	15	15	20	20
介護給付適正化支援住宅改修・福祉用具例外給付（実施回数）	回/年	39	41	50	50	50	50

※令和5年度の値は見込値

⑦ 訪問口腔指導

歯科衛生士が訪問し、口腔ケアの方法や口腔機能向上のための口腔体操など、個人に合わせた相談・指導を行うものです。

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問（対応件数）		4	3	3	3	3	3

※令和5年度の値は見込値

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進

75歳以上の後期高齢者は、「フレイル」状態になりやすい傾向にあるため、国保データベースシステムの活用などにより、高齢者一人ひとりの健康状態や受診状況等を把握し、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点からなる保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

① 個人情報の取扱いにも配慮した関連データの活用促進

高齢者の状態や介護保険サービスの利用状況や後期高齢者の保健事業等の関連データを分析、活用し効果的な事業の推進につなげます。

データ活用においては、個人情報の取扱いに十分配慮した環境整備に取り組みます。

② 高齢者に対する個別支援

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、保健師、理学療法士等の専門職種による個別訪問を実施します。

■高齢者に対する個別支援の実績値・計画値

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問（対応回数）	回/年	33	27	29	30	30	30

※令和5年度の値は見込値

③ 通いの場等への積極的な関与

高齢者の社会活動の維持と参加による活動性の向上を目的に、高齢者の通いの場の維持と通いの場を利用した介護予防・健康教育を実施します。

3 地域包括ケアシステムの深化



(1) 地域包括支援センターの充実・機能強化

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの中核機関であり、地域共生社会の実現に向けて重要な役割を担います。高齢者がいつまでも地域で自分らしい暮らしを実現できるよう、地域包括支援センターの機能を強化するとともに、地域ケア会議等を通じて、地域の個別課題や複雑化・多様化した課題解決を図ります。

① 総合相談支援事業・権利擁護事業

地域の高齢者からの介護保険サービスにとどまらない様々な相談等（高齢者虐待、消費者被害等の権利・財産に関すること、多くの問題を抱えているなど）に対して、的確に状況を把握し、関係機関とのネットワークを活用し、総合的に支援を行っていきます。

虐待対応については課内・他課・関係機関との連携も必要となるため、円滑な情報伝達ができる体制構築を進めます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	6,035	7,120	8,500	9,500	10,500	11,500

※令和5年度の値は見込値

② 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医・ケアマネジャーとの連携や多職種協働、地域の関係機関との連携を図るとともに、個々の高齢者の状況変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するためにケアマネジャーの後方支援を行います。地域のケアマネジャーの相談窓口として、ケアプランの作成指導や相談、ケアマネジャーのネットワークの構築を図る等、包括的・継続的なケアの構築を行います。

困難ケースの相談を受け、ケースに応じて介入し、地域ケア個別会議、事例検討会等を開催し、多職種連携や支援を推進します。

③ 生活支援体制整備の充実

地域資源の開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手養成）、ネットワーク構築（関係者の情報共有）、ニーズとのマッチング等が円滑かつ継続的に実施できるよう生活支援コーディネーターの活動を支援します。

地域住民にとって身近な存在であるNPO法人や民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地区組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員等の関係者や多様なサービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を推進していきます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター（人数）	8	8	8	9	9	9
協議体（か所）	8	8	8	9	9	9

※令和5年度の値は見込値

④ 地域ケア会議の推進

個別ケア会議での検討を通じて、個別課題の解決、ネットワーク機能構築、地域課題の発見に取り組みます。また、地域ケア推進会議や地域ケア個別会議を開催し、「地域包括ケアシステム」の進捗状況を確認するとともに、地域課題の検討を行い、地域づくり・資源開発、政策形成を進めていきます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア推進会議（回数）	1	2	-	2	2	2
個別ケア会議（回数）	3	2	4	4	4	4

※令和5年度の値は見込値

（2）在宅医療・介護連携の推進

在宅での介護を実現するためには、介護だけではなく、在宅医療の提供も重要となり、そのためには、在宅医療と介護の連携を充実させていく必要があります。地域の在宅医療の提供体制の確保を図るとともに、介護職と医療職の多職種連携を強化し、地域で切れ目のない在宅介護・在宅医療を提供できる体制を整備していきます。

① 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関・介護事業所の機能等を把握し、情報を整理した高齢者ガイド「おまもり帳」等を発行していきます。また、より多くの目に触れるように配布や周知を行います。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出

「在宅医療・介護連携推進会議」を継続して開催し、将来人口動態や地域特性に応じたニーズ等から現状の把握と課題の抽出を行い、対応策を検討していきます。

自分らしい生き方や最期の迎え方を普段から考え準備するACP促進のための御前崎市版人生会議ノート「未来ノート」の作成・周知・配布・活用方法等、協議を進めます。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者等の協力を得ながら、4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識した連携に取り組みます。

地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅・介護サービスの提供体制の構築を推進します。情報共有を促進するために「シズケア*かけはし」を活用し、連携強化を図ります。

④ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域包括支援センターに医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置し、在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置・運営します。

⑤ 地域住民への普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する講演会等を開催し、地域住民の理解を促進します。

高齢者ガイド「おまもり帳」等を発行し、地域住民への普及啓発を行います。更に、御前崎市版人生会議ノート「未来ノート」を活用し、ACPができるよう看取りの知識の普及啓発に取り組みます。

⑥ 医療・介護関係者の情報共有の支援

医療・介護関係者の情報共有を行うとともに、在宅での看取りや急変時の情報共有をするための情報共有シート作成・活用をします。

県や関係市町との連携の強化、医師会、消防署との情報共有を行い、広域での課題解決を進めます。

⑦ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者による多職種連携会議「メディケアネットおまえざき」等を開催し、多職種でのグループワーク等の研修を通じて、協働・連携を強化していきます。

情報共有を促進するために「シズケア*かけはし」を活用し、連携強化を図ります。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
未来ノート配布（延冊数） 令和6年度改訂版配布予定	159	303	150	200	250	250
自分の最期の希望を 家族と話した人の割合 （ニーズ調査）	-	36.6	-	-	40.0	-

※令和5年度の値は見込値

(3) 認知症施策の推進

認知症となっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、認知症その人やその家族を支援する体制を整備することが重要です。認知症に対する正しい知識の啓発や認知症サポーターの増加、チームオレンジを推進することで、認知症となっても暮らしやすい環境を整備していきます。また、認知症の予防に関する情報提供や認知症の早期発見・早期対応が可能な体制を整備するとともに、家族交流会や認知症カフェ等の家族支援を展開していきます。

① 認知症の普及啓発・本人発信支援

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症やその家族を手助けする「認知症サポーター」の養成に努めます。

認知症の人を含む高齢者の理解促進のため、小・中学校での「認知症サポーター養成講座」を開催する等、学校教育等と連携を図ります。

認知症サポーターの活動を一步前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」事業の取り組みを推進します。

「認知症ケアパス」を活用し、認知症に関する基礎的な情報と相談先や受診先の利用方法を伝えていきます。

認知症の人同士が語り合う「本人ミーティング」等を実施し、認知症の人の思いを聞き取る活動を進め、本人発信を支援します。発信された意見を把握し施策の企画・立案や評価につなげます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
キャラバン・メイト登録人数	34	35	35	35	35	35
認知症サポーター養成者数	4,899	5,528	5,900	6,400	6,800	7,200
認知症に関する相談窓口を知っている人の割合 (ニーズ調査)	-	23.9	-	-	35.0	-

※令和5年度の値は見込値

② 認知症の予防

住民への個別調査、サロンや各種教室での情報収集など認知症の早期予防につなげるための情報把握を行います。

運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加による孤立の解消や役割の保持等が、認知症の予防に資する可能性があることから、地域において高齢者が身近に通える「通いの場」での認知症予防を推進します。

高齢者の「通いの場」等における、保健師、理学療法士、栄養士等による健康相談等の活動についても推進していきます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症予防講話（延べ人数）	103	178	160	170	180	190

※令和5年度の値は見込値

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

○医療・ケア・介護サービス

認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう「認知症地域支援推進員」が、地域の医療機関、介護サービス事業所等をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

「認知症ケアパス」を活用し、認知症の進行に応じた医療・介護等が適切な時期に提供される循環型の仕組みの実現を目指します。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員（人数）	2	2	3	3	3	3

※令和5年度の値は見込値

○介護者への支援

家族交流会や認知症カフェなどの事業を通じて、家族間相互の交流を図り、介護者の孤独感や不安感の解消や介護方法の知識等を学ぶ機会を提供し、在宅介護を支えています。また、支援を通して、家族のニーズを把握していきます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族交流会参加者（延べ人数）	0	0	5	10	15	20
認知症カフェ数	1	1	1	1	1	2

※令和5年度の値は見込値

④ 認知症バリアフリーの推進

○高齢者等見守り事業

認知症地域支援推進員を中心として、キャラバン・メイトや認知症サポーター、見守りネットワーク協力事業所等が連携して、行方不明時の捜索や日常的な見守り活動を進めます。

「高齢者等見守りネットワーク事業」におけるオレンジシール交付事業・オレンジメール配信事業を普及するとともに、市内外の商店や事業所に見守りネットワーク事業への登録など地域で見守る体制づくりを推進していきます。

関係機関と連携を図り、見守りが必要な高齢者等の家族へ登録を呼びかけます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ネットワーク登録利用者数	46	49	61	66	71	76
ネットワーク協力事業所数	87	85	85	88	91	94

※令和5年度の値は見込値

○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の市長申立に要する経費や成年後見人への報酬助成、制度利用についての相談支援、制度利用に向けた手続き、書類作成等の支援及び周知を行います。

社会福祉協議会等の関係機関及び司法書士等の専門職と連携し、チームで支える仕組み（地域連携ネットワーク）や御前崎市中核機関と、御前崎市・菊川市・掛川市の3市広域での中核機関で連携し、引き続き適切な成年後見制度利用につなげていきます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度（利用件数）	1	1	1	2	2	3

※令和5年度の値は見込値

⑤ 若年性認知症の人への支援・社会参加支援

若年性認知症の人やその家族が、相談しやすい体制を整え、早期診断・早期発見へつなげていきます。

若年性認知症の特性に配慮した就労・社会参加支援等を推進するため、関係機関と連携を図っていきます。

県に配置されている若年性認知症コーディネーターや医療機関等と連携し、適切な支援を行います。

（４）人材の確保

介護サービスニーズが高まる中、介護人材の不足はサービスの提供やサービスの質にもつながるため、早急に対応が必要な課題となります。県と連携しながら、介護人材の確保を図るとともに、ICT等の技術を活用した業務効率化の取り組みも推進していきます。

① サービスに係る人材の確保・要請

ホームヘルパー、訪問看護師、介護支援専門員、デイサービス職員、地域包括支援センター職員等の人材確保を図るとともに、サービス従事者の一層の資質の向上を目指すため、県等とも連携して、人材の養成・研修に努めます。

学童期から介護に関する理解を深めるとともに、興味・関心を高めることで将来の介護分野を担う人材の育成を図ることを目的とした小学生向け介護の仕事体験プログラムを実施します。

② 県との連携による介護現場革新に向けた先進事例の周知・啓発

県と連携し、業務効率化や介護人材がやりがいをもって働き続けられる環境づくりに取り組む事業所を周知することで、市内に取り組みが広がるようにしていきます。

③ 業務の効率化の取り組みの推進

県と連携し、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進め、介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組めます。

(5) 介護者への支援の充実

近年、老々介護やヤングケアラー、介護離職等が問題となっており、介護される側だけではなく、介護者への支援も充実させることが、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりにつながります。家族介護者への支援事業を充実させることで、介護者の負担軽減や介護離職の防止を推進していきます。

① 介護支援事業

在宅で介護をしている家族の経済的な負担を軽減するために、紙おむつ等の購入費用の一部を助成する「介護用品購入費助成事業」を行い、要介護高齢者の在宅生活の継続を支援します。また、家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラー等の介護に課題を抱えている市民の実態を各種相談窓口や民生委員・児童委員との連携等を通じて把握するとともに、適切な支援に結びつけていきます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成券支給者数	301	268	270	280	280	280
ヤングケアラー支援に関する連絡会（こども未来課）	-	1	2	2	2	2

※令和5年度の値は見込値

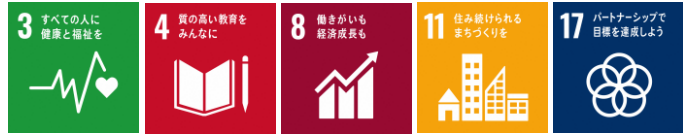
② 介護離職ゼロへの取り組み

認知症高齢者や重度の要介護者が今後ますます増加することが見込まれる中、働きながら介護に取り組む家族等が介護についての必要な情報を入手し、効果的に社会資源を活用しながら、安心して自分自身の生活が継続できるよう広報や支援を進めていきます。

また、在宅生活を支えるため、地域密着型サービス等の充実を図るとともに、これらのサービスについて市民への普及を図ります。

地域包括支援センターの周知を図るとともに、在宅ケアの推進、自立支援や互いに助け合う地域づくり等地域包括ケアについて、周知を図ります。

4 高齢者福祉事業



(1) 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現するためには、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等、支援が必要な高齢者を支える生活支援サービスを展開していくことが重要です。また、地域における見守り活動や災害時・発災時への対応を充実させることで、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進していきます。

① 地域ささえあいサポーター養成事業（社会福祉協議会）

高齢者世帯が生活する上での日常の困りごと（ゴミ出し、買い物、部屋の掃除等）を支援する地域ささえあいサポーターを養成するものです。

地域ささえあいサポーター養成講座を開催し、市民に広く参加を呼びかけます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サポーター登録者数	94	106	110	115	120	125

※令和5年度の値は見込値

② 緊急通報システム設置事業

市内に住所を有する在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、火災や体調不良等の緊急事態が発生した場合、事業者と直接連絡が入り、迅速な対応を図ることができるよう、緊急通報装置を設置するものです。

現在、2事業者に業務を委託し、事業を実施しています。

民生委員・児童委員や地域包括支援センターの協力を得て、ひとり暮らし高齢者で心身の不安がある人へ装置の設置を促進します。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	49	45	42	44	46	48

※令和5年度の値は見込値

③ ひとり暮らし高齢者見守り事業

市内に住所を有する75歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、健康飲料を配達し、安否確認を行っています。

民生委員・児童委員と連携を図り、ひとり暮らし高齢者の安心安全の確保を継続します。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	81	80	82	85	87	89

※令和5年度の値は見込値

④ 在宅介護支援センター

在宅の高齢者や要介護状態になるおそれのある虚弱な高齢者とその家族に対し、総合的な相談に応じ、必要なサービスに関する情報の提供を地域包括支援センターと連携して行うものです。

高齢者の実態把握を行い、要介護状態になるおそれのある高齢者を早期発見し、必要なサービスに結び付け、介護予防に努めます。

地域の身近な相談窓口として、地域包括支援センターと協力・連携を図り、高齢者を支援します。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問相談件数	55	39	50	50	50	50

※令和5年度の値は見込値

⑤ タクシー利用料金助成事業（福祉課）

在宅の高齢者に対し、タクシー料金の一部（定額補助1枚500円）を助成することにより、社会参加の促進を図ることを目的とするものです。

75歳以上の人を対象に、年間最大20枚を交付します。

自動車運転免許証（二輪のみは除く）を持っている人は対象外とし、外出支援が必要な人を対象とします。

高齢者の自動車免許証保有率が増加し、一部で地域協働バスの運用が始まり、利用者は減少傾向にあります。今後も適切な助成を行い、外出支援に努めます。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延枚数	10,516	10,001	10,000	12,000	12,000	12,000

※令和5年度の値は見込値

⑥ 消費者相談（商工観光課）

悪質商法による被害の未然防止や高齢者が事業者と対等な立場で問題解決ができるように、消費者側に不足している商品やサービスの契約に関する知識・情報の提供を行い、相談及び交渉の支援を行うものです。

地域や市内外関連機関と連携を深め、安全安心な生活が送れる地域社会づくりを目指すため、啓発活動、出前講座、情報発信を積極的に行います。

情報が不足している高齢者を対象に市内における最新の被害状況を発信、また市内の消費者団体と連携し、出前講座を実施し情報共有を図ります。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談延人数	40	61	90	80	80	80
出前講座回数	4	5	7	8	8	8

※令和5年度の値は見込値

⑦ 移送サービス事業

公共交通機関の利用による外出が困難な市内に住所を有する40歳以上の人を対象として、専用車両により自宅から市内の医療機関や公共施設等への送迎を実施するものです。

対象となるのは、常時、車椅子で生活している人、1日のほとんどを横になった状態で生活している人及び要介護3以上の人です。第2号被保険者の場合は、要介護3以上となっていることが条件になります。

現在、1事業者に委託し、事業を実施しています。

サービスが安全かつ適切に提供されるよう、事業者と連携を図ります。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	29	21	20	20	20	20

※令和5年度の値は見込値

⑧ 福祉車両貸与事業（社会福祉協議会・高齢者支援課）

既存の交通機関を利用することが困難な歩行障がいのある人（車椅子生活者、高齢者）の社会参加を促進するため、福祉車両（普通自動車・軽自動車）を貸し出すものです。主に、施設への通所、通院や福祉団体・障がい者団体等が主催する行事に参加するための送迎時に貸し出します。

福祉サービスとして、事業の周知を図ります。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（社会福祉協議会）	112	67	54	77	77	77
利用者数（高齢者支援課）	51	74	20	20	20	20

※令和5年度の値は見込値

⑨ 介護機器（車椅子）貸与事業（社会福祉協議会）

要介護認定を受けていない人で、一時的に日常生活を営む上で支障がある場合に車椅子を貸し出すものです。

サービスを必要とする人に対して、事業の周知を図ります。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	44	45	48	50	52	54

※令和5年度の値は見込値

⑩ 経済的支援（ねたきり者（児）介護扶助費）（福祉課）

在宅において要介護3以上の認定を受けたねたきりの高齢者等を介護する家族の経済的負担を軽減し、在宅生活の維持・向上を図るものです。

ねたきりの高齢者等を6か月以上の期間、家庭において常に付き添い介護している人を対象に月額5,000円を支給します。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数	59	53	55	55	55	55

※令和5年度の値は見込値

⑪ 経済的支援（認知症高齢者介護扶助費）（福祉課）

在宅において要介護3以上の認定を受けた認知症の高齢者を介護する家族の経済的負担を軽減し、在宅生活の維持・向上を図るものです。

認知症の高齢者を6か月以上の期間、家庭において常に付き添い介護している人を対象に月額5,000円を支給します。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給者数	43	31	25	30	30	30

※令和5年度の値は見込値

⑫ 高齢者はり・きゅう・マッサージ治療費助成事業（社会福祉協議会）

市内に住所を有する70歳以上の高齢者に対して、はり・きゅう・マッサージ治療費の一部を助成するものです。

ケーブルテレビや回覧等を活用し、サービス内容、利用要件、利用方法等の周知を図ります。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	466	387	406	408	410	426

※令和5年度の値は見込値

⑬ 高齢者理美容料金助成事業（社会福祉協議会）

市内に住所を有する65歳以上のねたきり高齢者及び88歳以上の高齢者に対し、理美容料金の一部を助成するものです。

ケーブルテレビや回覧等を活用し、サービス内容、利用要件、利用方法等の周知を図ります。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
美利用者数	196	189	182	180	177	179

※令和5年度の値は見込値

⑭ 住環境の整備と確保（養護老人ホーム）

おおむね65歳以上の方を対象に、身体上、精神上、住宅等環境上の理由及び経済的事情により、居宅において養護をすることが困難な人を対象として、審査の上、入所の措置を行うものです。

入所の対象者があったときは、迅速に審査し、早期に入所できるように支援します。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
措置入所者数	7	8	9	8	8	8

※令和5年度の値は見込値

⑮ 住環境の整備と確保（管理課）

住宅困窮（借家、自宅老朽化等）の高齢者に対して、世帯状況・所得に応じて、適正な家賃で住まいの提供を行うものです。市内には、単独入居が可能な住宅は2団地あります。

高齢者に配慮した公営住宅の入居調整について、担当部署と連携を図り対応していきます。

民生委員等と情報連携を密に行います。

⑯ 住環境の整備と確保（サービス付き高齢者向け住宅等）

自立して生活を送ることが困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が既存の空き家等を活用し、日常的な相談・支援や見守りにて、安心して暮らせるように支援するものです。

市内には、該当施設はありません。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう住まいの確保について、庁内関係部局と検討していきます。

⑰ 避難行動要支援者対策の推進

緊急時に自ら避難することができない「避難行動要支援者」の把握や緊急時の支援方法等を検討し、安心できる防災対策を推進します。

災害等の緊急時における対応を示した「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき対応します。

庁内や警察、消防、民生委員・児童委員、町内会、高齢者福祉に係る団体、事業所等の連携を強化し、関連する情報の共有を行います。

⑱ 災害・感染症対策への支援

災害時や感染症拡大防止対策を行う事業所へ、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、平時からの事前準備、代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うこと、介護事業所等の事業継続計画（BCP）の確認や感染症に対する研修、協力医療機関等と連携した支援体制の整備をするよう指導及び支援を行います。また、災害時や感染症が蔓延した際に事業所が適切な対応を図れるようマニュアル整備等の助言を行います。

⑲ 虐待防止施策の推進

高齢者虐待に関する周知・啓発を市民に対して実施していくとともに、関係機関との連携や成年後見制度の活用、地域における見守り体制の強化等を通じて、高齢者の虐待を防止する環境を充実させます。

(2) 生きがいづくりへの支援

高齢者の社会参加や就業等は高齢者の生きがいとなり、心身の健康の保持・向上につながります。高齢者の就労機会の拡大や気軽にスポーツや文化活動等の活動に参加できる環境を整備するとともに、高齢者の自主的な活動を支援していきます。

① 老人クラブ活動への支援（社会福祉協議会）

高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加等の多様な社会活動の場となっている老人クラブの活動を支援することにより、老後の豊かな生活の実現と明るい長寿社会づくりを推進するものです。

- ・現在実施している事業内容を再検討するとともに、地域の実情に合った活動がなされるよう支援します。
- ・ボランティア活動や町内会活動への参加を促進するとともに、リーダーとなる人材の育成に努めます。
- ・高齢者にとって魅力のある活動や事業を検討し、新規加入者の増加を図ります。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
男性会員数	531	475	418	400	400	400
女性会員数	646	561	435	400	400	400
クラブ数	18	17	14	14	14	14

※令和5年度の値は見込値

② 就業等の支援（シルバー人材センター）

シルバー人材センターは、自主・自立・共働・共助の理念を持ち、高齢者が今まで培ってきた経験と能力を活かしつつ、働くことを通じて社会に貢献し、また、生きがいを得ていく機会を確保することを目的に活動しています。

- ・地域社会に貢献するシルバー人材センターの魅力を発信し、登録会員を増やします。
- ・シルバー人材センターの自立を目指し、体制を強化し、事業の円滑な推進のため必要な支援を行います。
- ・会員に対するデジタルリテラシーの向上を積極的に支援します。
- ・単に仕事をするのみでなく、活動を通じて疎外感や孤独感の解消を図る仲間づくりの場となるよう事業運営を支援します。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	125	126	120	134	137	140
事業収入（千円）	71,372	72,615	72,000	73,000	74,000	75,000

※令和5年度の値は見込値

③ 高齢者生きがい教室・クラブ（社会福祉協議会）

高齢者の生きがい教室、生涯学習の場として文化教養の向上を図るための教室を、老人福祉センター等において開催するものです。

- ・高齢者の生きがい教室や生涯学習の場を提供することにより、高齢者の福祉の向上を図ります。
- ・高齢者にとって魅力のある教室を行い、新規加入者の増加を図ります。

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室数	3	2	2	5	5	5
クラブ数	26	19	22	23	25	27

※令和5年度の値は見込値

④ 生涯学習の推進（社会教育課・学校教育課）

シニア世代とふるさとの子どもが共に学び、知識を深め、交流し、心豊かな人生と地域を創造するために、シニアスクールを実施しています。また、教室（本スクール）を学校に置くことで、シニアは子どもたちの息づかいを感じながら、自分たちの学びを楽しんでいます。

〈学校教育課・社会教育課〉

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シニアスクール（学級数）	2	2	2	2	2	2
シニアスクール（生徒数）	51	57	54	60	60	60

※令和5年度の値は見込値

第5章 介護保険事業費の算出

1 第9期介護保険事業計画の見込み

(1) 居宅サービス

介護サービス

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	回/月	2,799	2,720	2,673	2,700	2,750	2,800
	人/月	127	127	133	135	135	140
訪問入浴介護	回/月	156	137	121	145	150	155
	人/月	26	22	19	23	24	25
訪問看護	回/月	505	432	400	420	430	450
	人/月	96	81	76	80	80	85
訪問リハビリテーション	回/月	259	264	269	300	310	325
	人/月	22	22	25	30	30	30
居宅療養管理指導	人/月	109	103	107	135	140	145
通所介護	回/月	4,477	4,131	4,172	4,700	4,750	4,800
	人/月	360	341	328	370	375	380
通所リハビリテーション	回/月	416	388	370	420	440	450
	人/月	63	55	57	65	70	75
短期入所生活介護	日/月	590	514	735	820	830	840
	人/月	92	84	98	105	110	115
短期入所療養介護(老健)	日/月	41	44	79	80	80	80
	人/月	6	7	15	16	16	16
短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	434	424	419	440	445	450
特定福祉用具購入費	人/月	9	8	4	15	15	15
住宅改修	人/月	2	3	3	5	5	5
特定施設入居者生活介護	人/月	54	54	54	55	55	55
居宅介護支援	人/月	596	571	545	600	610	620

※令和5年度の値は見込値

介護予防サービス

		実績値			計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	20	13	8	15	15	15
	人/月	5	4	3	5	5	5
介護予防 訪問リハビリテーション	回/月	41	22	25	30	30	30
	人/月	4	2	2	5	5	5
介護予防居宅 療養管理指導	人/月	5	4	4	10	10	10
介護予防 通所リハビリテーション	人/月	13	19	20	25	25	25
介護予防短期 入所生活介護	日/月	3	4	18	20	20	20
	人/月	1	2	5	5	5	5
介護予防短期 入所療養介護 (老健)	日/月	9	6	6	7	7	7
	人/月	1	1	1	1	1	1
介護予防短期 入所療養介護 (病院等)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 (介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	40	54	76	80	80	80
特定介護予防 福祉用具購入費	人/月	1	2	2	5	5	5
介護予防住宅改修	人/月	0	1	1	1	1	1
介護予防 特定施設入居者生活介護	人/月	4	4	5	6	6	6
介護予防支援	人/月	55	69	89	90	95	95

※令和5年度の値は見込値

(2) 施設サービス

		実績値			計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護老人福祉施設	人/月	221	217	211	212	212	212
介護老人保健施設	人/月	77	68	68	70	70	70
介護療養型医療施設	人/月	0	0	0	-	-	-
介護医療院	人/月	2	2	2	2	2	2

※令和5年度の値は見込値

(3) 地域密着型サービス

介護サービス

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	394	448	399	420	430	440
	人/月	51	61	55	58	59	60
認知症対応型通所介護	回/月	598	569	628	680	690	730
	人/月	46	46	44	50	55	60
小規模多機能型居宅介護	人/月	3	19	29	29	29	29
認知症対応型共同生活介護	人/月	63	61	59	59	59	77
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	29	28	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の値は見込値

介護予防サービス

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	8	12	16	20	20	20
	人/月	2	3	4	5	5	5
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の値は見込値

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス							
訪問介護相当サービス	人/月	21	18	23	23	23	23
訪問型サービスA	人/月	5	4	5	5	5	5
通所型サービス							
通所介護相当サービス	人/月	68	69	88	88	88	88
通所型サービスA	人/月	105	88	87	87	87	87

※令和5年度の値は見込値

(5) 施設等の整備

施設整備数

単位：か所

	実績値	計画値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険対象施設				
介護老人福祉施設	2	2	2	2
介護老人保健施設	1	1	1	1
介護医療院	0	0	0	0
特定施設（有料老人ホーム等）	2	2	2	2
訪問介護（ホームヘルプ）	2	3	3	3
訪問リハビリテーション	1	1	1	1
訪問看護ステーション	1	1	1	1
通所介護（デイサービスセンター）	9	9	9	9
通所リハビリテーション（デイケア施設）	1	1	1	1
短期入所生活介護施設	2	2	2	2
短期入所療養介護施設	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	3	3	3	4
	7ユニット	7ユニット	7ユニット	9ユニット
認知症対応型デイサービスセンター	2	2	2	2
地域密着型通所介護（デイサービスセンター）	3	3	3	3
介護予防・日常生活 支援総合事業	訪問介護	2	3	3
	訪問型サービスA	2	2	2
	訪問型サービスC	1	1	1
	通所介護	11	11	11
	通所型サービスA	4	4	4
	通所型サービスC	2	2	2
有料老人ホーム（特定施設でない施設）	2	2	2	2
介護保険対象外施設				
老人福祉センター	1	1	1	1
在宅介護支援センター	2	2	2	2
地域包括支援センター	2	2	2	2
介護予防拠点施設	1	1	1	1

2 介護保険事業費の算定

(1) 介護保険事業費

① 介護サービス給付費の見込み

介護給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス			
訪問介護	107,938	110,081	112,138
訪問入浴介護	22,388	23,185	23,845
訪問看護	44,167	45,218	47,360
訪問リハビリテーション	10,930	11,297	11,857
居宅療養管理指導	15,039	15,634	16,185
通所介護	497,159	502,634	507,826
通所リハビリテーション	33,359	34,871	35,828
短期入所生活介護	90,135	91,418	92,369
短期入所療養介護（老健）	11,004	11,018	11,018
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	79,253	80,051	80,969
特定福祉用具購入費	4,517	4,517	4,517
住宅改修費	6,998	6,998	6,998
特定施設入居者生活介護	124,750	124,908	124,908
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	41,031	42,027	43,296
認知症対応型通所介護	86,715	87,748	93,296
小規模多機能型居宅介護	74,583	74,678	74,678
認知症対応型共同生活介護	170,783	170,999	223,414
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	115,349	115,495	115,495
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	610,932	611,705	611,705
介護老人保健施設	221,202	221,482	221,482
介護医療院	7,525	7,535	7,535
介護療養型医療施設	-	-	-
居宅介護支援	110,999	112,958	114,823
介護サービス給付費（Ⅰ）	2,486,756	2,506,457	2,581,542

予防給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	1,270	1,271	1,271
介護予防訪問リハビリテーション	983	984	984
介護予防居宅療養管理指導	1,675	1,677	1,677
介護予防通所リハビリテーション	9,227	9,239	9,239
介護予防短期入所生活介護	1,448	1,450	1,450
介護予防短期入所療養介護（老健）	902	904	904
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	7,783	7,783	7,783
特定介護予防福祉用具購入費	1,167	1,167	1,167
介護予防住宅改修	2,160	2,160	2,160
介護予防特定施設入居者生活介護	5,655	5,662	5,662
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	2,223	2,226	2,226
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援	5,066	5,354	5,354
介護予防サービス給付費（Ⅱ）	39,559	39,877	39,877

総給付費の見込み

単位：千円

介護給付及び予防給付	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス給付費（Ⅰ）	2,486,756	2,506,457	2,581,542
介護予防サービス給付費（Ⅱ）	39,559	39,877	39,877
総給付費（Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	2,526,315	2,546,334	2,621,419

（2）標準給付費の算定

標準給付費の見込み

単位：円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費（Ⅲ）	2,526,315,000	2,546,334,000	2,621,419,000
特定入所者介護サービス費等給付額	79,316,596	79,541,348	79,230,396
高額介護サービス費等給付額	47,468,739	47,613,161	47,427,802
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,067,712	7,140,807	7,163,298
算定対象審査支払手数料	1,483,454	1,498,818	1,503,510
標準給付費見込額（a）	2,661,651,501	2,682,128,134	2,756,744,006

(3) 地域支援事業費の算定

介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

単位：円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス	4,898,000	4,898,000	4,898,000
	利用者数：23人/月	利用者数：23人/月	利用者数：23人/月
訪問型サービスA	303,000	303,000	303,000
	利用者数：5人/月	利用者数：5人/月	利用者数：5人/月
訪問型サービスB	0	0	0
訪問型サービスC	120,000	120,000	120,000
訪問型サービスD	0	0	0
訪問型サービス（その他）	0	0	0
通所介護相当サービス	29,737,000	29,737,000	29,737,000
	利用者数：88人/月	利用者数：88人/月	利用者数：88人/月
通所型サービスA	13,906,000	13,906,000	13,906,000
	利用者数：87人/月	利用者数：87人/月	利用者数：87人/月
通所型サービスB	0	0	0
通所型サービスC	557,000	557,000	557,000
通所型サービス（その他）	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	0	0	0
定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り	0	0	0
その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	5,839,000	5,839,000	5,839,000
介護予防把握事業	481,000	481,000	481,000
介護予防普及啓発事業	2,286,000	2,286,000	2,286,000
地域介護予防活動支援事業	286,000	286,000	286,000
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	0	0	0
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	398,000	398,000	398,000
介護予防・日常生活支援総合事業費（b）	58,811,000	58,811,000	58,811,000

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の見込み 単位：円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
包括的支援事業 （地域包括支援センターの運営）	63,781,823	63,781,823	63,781,823
任意事業	6,475,428	6,475,428	6,475,428
包括的支援事業（地域包括支援センターの 運営）及び任意事業費（c）	70,257,251	70,257,251	70,257,251

包括的支援事業（社会保障充実分）の見込み 単位：円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携推進事業	561,100	561,100	561,100
生活支援体制整備事業	6,677,800	6,677,800	6,677,800
認知症初期集中支援推進事業	24,450	24,450	24,450
認知症地域支援・ケア向上事業	62,000	62,000	62,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり 推進事業	10,000	10,000	10,000
地域ケア会議推進事業	114,000	114,000	114,000
包括的支援事業（社会保障充実分）(d)	7,449,350	7,449,350	7,449,350

地域支援事業費の見込み 単位：円

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費（b）	58,811,000	58,811,000	58,811,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの 運営）及び任意事業費（c）	70,257,251	70,257,251	70,257,251
包括的支援事業（社会保障充実分）(d)	7,449,350	7,449,350	7,449,350
地域支援事業費見込額 (e) = (b) + (c) + (d)	136,517,601	136,517,601	136,517,601

（４）保健福祉事業費の見込み

保健福祉事業費の見込み 単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
保健福祉事業費	1,856,000	1,856,000	1,856,000	5,568,000

(5) 保険料収納必要額の算定

第1号被保険者負担分相当額の見込み

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 (a)	2,661,651,501	2,682,128,134	2,756,744,006	8,100,523,641
地域支援事業費見込額 (e)	136,517,601	136,517,601	136,517,601	409,552,803
第1号被保険者負担割合 (f)	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第1号被保険者負担分相当額 (g) = ((a) + (e)) * (f)	643,578,893	648,288,519	665,450,170	1,957,317,582

保険料収納必要額の見込み

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者負担分相当額 (g)	643,578,893	648,288,519	665,450,170	1,957,317,582
調整交付金相当額 (h)	136,023,125	137,046,957	140,777,750	413,847,832
調整交付金見込額 (i)	44,888,000	37,003,000	30,690,000	112,581,000
財政安定化基金拠出金見込額 (j)				0
財政安定化基金償還金 (k)				0
準備基金取崩額 (l)				144,000,000
審査支払手数料差引額 (m)	0	0	0	0
保健福祉事業費 (n)	1,856,000	1,856,000	1,856,000	5,568,000
市町村相互財政安定化事業負担額 (o)				0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (p)				36,442,000
保険料収納必要額 (q) = (g) + (h) - (i) + (j) + (k) - (l) + (m) + (n) + (o) - (p)				2,083,710,414

(6) 第1号被保険者の保険料基準額の算定

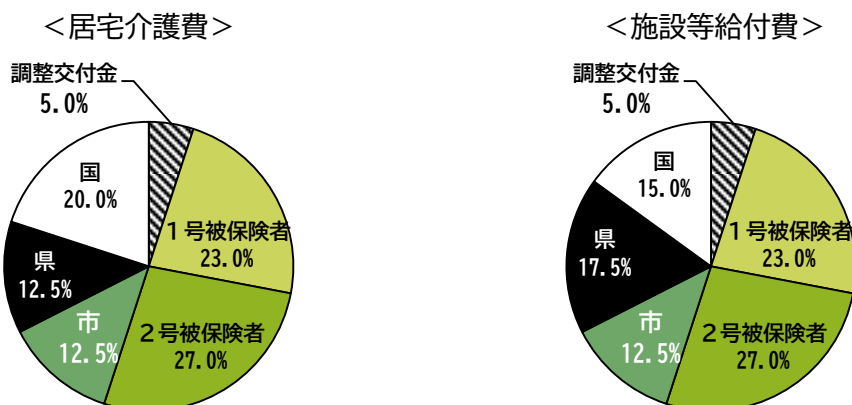
① 負担割合

介護保険事業に必要な費用は、公費（国・県・市）と65歳以上の第1号被保険者の保険料、40～64歳の第2号被保険者の保険料で負担します。

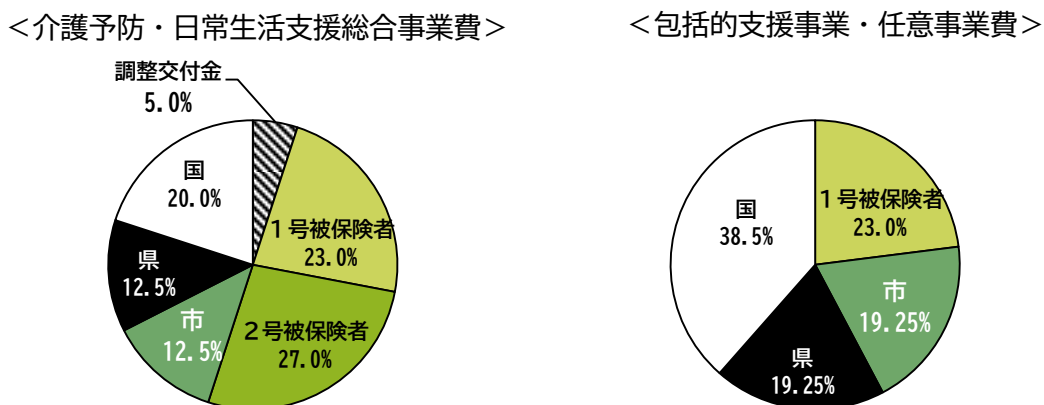
第1号被保険者の保険料は、3年間を通じ、財源の均衡が図られるように設定します。

なお、低所得者の保険料負担を軽減するための公費負担の仕組みが制度化されています。

■介護保険給付費の財源構成



■地域支援事業費の財源構成



② 第1号被保険者数

本市の第1号被保険者数は、3年間で述べ29,693人と推計されます。

高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計

単位：人

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総人口	31,255	30,833	30,408	29,926	29,440	28,953
第1号被保険者 (65歳～)	9,750	9,781	9,851	9,884	9,911	9,898
第2号被保険者 (40～64歳)	10,352	10,247	10,095	9,979	9,841	9,723
合計	20,102	20,028	19,946	19,863	19,752	19,621

資料：地域包括ケア「見える化」システム

③ 認定者数の推計

認定者数は、本計画期間中（令和6年度～令和8年度）で3,797人、令和8年度には1,264人の見込みとなっています。令和8年度の認定率は12.8%と見込まれます。

認定者数の推計

単位：人

区分	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	74	79	98	98	99	98
要支援2	42	59	72	73	73	74
要介護1	267	316	351	355	357	356
要介護2	248	247	216	220	218	216
要介護3	225	195	191	193	193	194
要介護4	239	227	199	202	203	202
要介護5	144	105	123	124	125	124
計	1,239	1,228	1,250	1,265	1,268	1,264

※第2号被保険者を除く

資料：地域包括ケア「見える化」システム

④ 第1号被保険者保険料

2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3か年における保険料収納必要額と予定保険料収納率に対し、補正後の第1号被保険者数を勘案し、保険料基準額を算出しています。これにより、本市の第1号被保険者の第9期介護保険料は、基準月額を5,500円と設定します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
保険料収納必要額 (q)				2,083,710,414円
予定保険料収納率 (r)				97.77%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (s)	10,748人	10,779人	10,764人	32,290人
年額保険料基準額 (t) = (q) / (r) / (s)				66,000円
月額保険料基準額 (u) = (t) / 12				5,500円

(7) 所得段階別第1号被保険者の保険料

所得段階別の保険料を以下のとおり設定します。

以下のように所得段階別の被保険者数を見込み、保険料を設定しました。

被保険者数の見込み

単位：人

所得段階	対象者	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	791	793	792
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	565	567	566
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	555	557	556
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税の人がおり、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	1,079	1,082	1,080
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	2,067	2,070	2,070
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	2,137	2,143	2,140
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1,462	1,466	1,464
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	664	666	665
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	227	228	227
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	113	113	113
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	54	55	55
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	30	30	30
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	140	141	140
	合計	9,884	9,911	9,898

保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料	参考月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人及び世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.285 (×0.455)	18,800円 (30,000円)	1,567円 (2,500円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.485 (×0.685)	32,000円 (45,200円)	2,667円 (3,767円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.685 (×0.69)	45,200円 (45,500円)	3,767円 (3,792円)
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税の人がおり、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.9	59,400円	4,950円
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額 ×1.0	66,000円	5,500円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.2	79,200円	6,600円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.3	85,800円	7,150円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.5	99,000円	8,250円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.7	112,200円	9,350円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.9	125,400円	10,450円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.1	138,600円	11,550円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.3	151,800円	12,650円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	×2.4	158,400円	13,200円

※第1段階から第3段階の保険料について、公費による軽減措置が適用されます。()内は軽減がない場合の値。

第6章 計画の推進

1 進捗状況の把握と評価の実施

御前崎市介護保険運営協議会や高齢者福祉計画策定委員会、地域包括支援センター運営協議会、庁内の関係各課による会議等で評価・検証を行います。

計画を着実に実行するために、施策の進捗状況を把握し、改善する仕組みであるPDCAサイクルを確立し、効果的・効率的に計画を推進していきます。



2 計画推進体制の整備

(1) 保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働

地域包括ケアシステムを更に深化させていくためには、介護や医療だけではなく、保健、福祉、住宅等様々な関係機関との連携が必要です。そのため、事業所や医療機関等の専門職種、地域住民と連携しながら、計画を推進していきます。

(2) 県及び近隣市町との連携

介護保険制度の円滑な運営においては、介護保険サービスの広域的な利用等、周辺地域との関わりも大きいので、県や近隣市町との連携が必要不可欠です。県や近隣市町との情報交換や連絡体制の強化を図っていきます。

資料編

1 御前崎市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

■委員名簿

No.	所属	氏名	選出区分	備考
1	御前崎市議会	阿形 昭	学識経験者	文教厚生委員長
2	御前崎市議会	鈴木 克己	学識経験者	文教厚生副委員長
3	医師会代表	阿部 裕和	保健医療関係者	医師
4	歯科医師会代表	高久 伸子	保健医療関係者	歯科医師
5	薬剤師会代表	増田 和司	保健医療関係者	薬剤師
6	市立御前崎総合病院	堀井 直美	保健医療関係者	総合保健福祉センター 副センター長
7	社会福祉協議会	繁田 昇	福祉関係者	会長
8	特別養護老人ホーム	生井 知三	福祉関係者	(福)賛育会 東海清風園施設長
9	特別養護老人ホーム	八木 麻里	福祉関係者	(福)御前崎厚生会 灯光園施設長
10	民生委員児童委員協議会	増田 峰子	福祉関係者	浜岡地区民児協 高齢者福祉部会長
11	民生委員児童委員協議会	横山 里美	福祉関係者	御前崎地区民児協 高齢者福祉部会長
12	ボランティア連絡会	石井 恵	福祉関係者	会長
13	老人クラブ連合会	高塚 晴雄	被保険者代表	会長

2 御前崎市附属機関設置条例

令和2年12月22日条例第27号

御前崎市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者(以下「執行機関等」という。)の附属機関として、別表に掲げる附属機関を設置する。

- 2 前項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関(設置期間が1年以内のものに限る。)を設置する。
- 3 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則(公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。)で定める。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表の定数の欄に定めるとおりとする。

- 2 委員は、別表の委員の構成の欄に定める者及び執行機関等が必要があると認め者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。
- 4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

(委員)

第5条 委員の任期は、別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(会長等)

第6条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、会長等は、別表の会長等の欄に定める者とする。

- 2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。
- 4 附属機関に、会長等の指名又は附属機関の委員の互選により、副会長又は副委員長を置く。

5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定若しくは専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。

3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に別表に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表の附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他手続は、それぞれ新附属機関がしたものとみなす。

別表（第2条－第6条関係）

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
御前崎市地域公共交通会議	<p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項について協議すること。</p> <p>(2) 御前崎市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項について協議すること。</p> <p>(3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項について協議すること。</p>	20人以内	<p>(1) 副市長、その他市長が指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送業者</p> <p>(3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 社団法人静岡県バス協会</p> <p>(5) 住民又は利用者代表</p> <p>(6) 静岡運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(7) 一般乗合旅客自動車運送業者の事業用自動車の運転手が組織する団体</p> <p>(8) 道路管理者、静岡県警察署、学識経験者等交通会議が必要と認める者</p>	2年	副市長
御前崎市福祉有償運送運営協議会	<p>(1) 地域の移動制約者の現状及び公共交通の状況に関すること。</p> <p>(2) 福祉有償運送の必要性に関すること。</p> <p>(3) 有償運送を実施するに当たっての安全及び利用者の利便の確保等に関すること。</p> <p>(4) 福祉有償運送を行おうとする運送主体の計画の適合性に関すること。</p> <p>(5) 福祉有償運送の開始後における実施状況及び問題点の整理に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、福祉有償運送に関し必要と認める事項に関すること。</p>	14人以内	<p>(1) 公共交通又は地域交通に関する学識経験者</p> <p>(2) 中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する職員</p> <p>(3) 関係するバス、タクシー等交通関係事業者及び運転者の代表又はその事業者が組織する事業者団体の代表</p> <p>(4) 地域住民の代表</p> <p>(5) ボランティア団体の代表（福祉有償運送主体となるNPO等を除く。）</p> <p>(6) 利用予定者の代表</p> <p>(7) 市長の指名する職員</p>	2年	委員の互選により定める者
御前崎市診療所等開設資金支援審査委員会	御前崎市診療所等開設資金支援事業費補助金の交付決定について審査すること。	6人以内	<p>(1) 市立御前崎総合病院長 1人</p> <p>(2) 医師会等の代表者 2人以内</p> <p>(3) 市議会議員 3人以内</p>	2年	委員の互選により定める者
御前崎市医療機器等整備支援審査委員会	御前崎市医療機器等整備支援事業補助金の交付決定について審査すること。	6人以内	<p>(1) 市立御前崎総合病院長 1人</p> <p>(2) 医師会等の代表者 2人以内</p> <p>(3) 市議会議員 3人以内</p>	2年	委員の互選により定める者

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
御前崎市老人ホーム入所判定委員会	(1) 老人ホームへの新規入所者の措置の要否に関する事 こと。 (2) 老人ホームに入所して いる者の措置継続の要否に関 すること。	6人	(1) 内科の医師 (2) 精神科の医師 (3) 所管する保健所長 (4) 老人福祉施設長 (5) 老人福祉担当課長 (6) 地域包括支援セン ター職員	1年	委員の互 選により 定める者
御前崎市高齢者福祉計画推進委員会	御前崎市高齢者福祉計画の進 捗状況の確認、各施策の総合 調整、整備方針の決定等、福 祉計画の円滑な推進を図ること。 こと。	14人 以内	(1) 学識経験者 (2) 保健医療関係者 (3) 福祉関係者 (4) 介護保険被保険者代 表者	2年	委員の互 選により 定める者
御前崎市認知症初期集中支援チーム検討委員会	(1) 御前崎市認知症初期集中 支援チームに関する普及啓 発に関する事 こと。 (2) 認知症初期集中支援の 実施に関する事 こと。 (3) その他認知症の初期集中 支援に必要な事項に関する 事 こと。	20人 以内	(1) 介護サービス及び介 護予防サービスに関する事 業者及び医師、歯科医師、 看護師、歯科衛生士、介護 支援専門員、機能訓練指導 員等の職能団体関係者 (2) 介護サービス及び介 護予防サービスの利用者、介 護保険の被保険者（第1号被 保険者、第2号被保険者） (3) 介護保険以外の地域 資源や地域における権利擁 護、相談事業等を行う者 (4) その他地域ケアに関 する学識経験を有する者	2年	委員の互 選により 定める者
御前崎市要保護児童等対策地域協議会	(1) 児童福祉法（昭和22年 法律第164号）第6条の3第8 項に規定する要保護児童（以 下「要保護児童」という。） の早期発見、適切な保護及び 支援を図るために必要な情報 の交換 (2) 要保護児童及びその保 護者並びに配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護に関 する法律（平成13年法律第31 号）第1条第2項に規定する 被害者に対する支援の内容に関 する協議 (3) 児童虐待防止及び要保 護児童対策並びに配偶者等か らの暴力問題に関する意識啓 発及び広報 (4) その他要保護児童対策 に関する事 こと。	20人 以内	(1) 市議会代表 (2) 静岡県西部児童相談 所長 (3) 民生委員児童委員協 議会代表 (4) 民生委員児童委員協 議会主任児童委員 (5) 社会福祉協議会会長 (6) 静岡県西部健康福祉 センター福祉部長 (7) 医師会代表 (8) 市立御前崎総合病院 代表 (9) 保育園・幼稚園・認 定こども園代表 (10) 小学校代表 (11) 中学校代表 (12) 東遠学園組合園長 (13) 掛川特別支援学校校長 (14) 吉田特別支援学校校長 (15) 菊川警察署署長 (16) 人権擁護委員代表 (17) 副市長 (18) 福祉事務所長 (19) 教育部長 (20) その他市長が適当と 認めた者	2年	副市長

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
御前崎市介護保険運営協議会	御前崎市介護保険事業計画の進捗状況の確認、各施策の総合調整、整備方針の決定及び介護保険事業の運営に関し必要な事項について検討、協議を行い、介護保険事業の円滑な運営を図ること。	14人以内	(1) 学識経験者 (2) 保健医療関係者 (3) 福祉関係者 (4) 介護保険被保険者代表者	2年	委員の互選により定める者
御前崎市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に関し協議すること。	14人以内	(1) 学識経験者 (2) 保健医療関係者 (3) 福祉関係者 (4) 介護保険被保険者代表者	委嘱した日から計画策定の完了した日まで	委員の互選により定める者
御前崎市地域包括支援センター運営協議会	(1) 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。 ア センターの担当する圏域の設定 イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更 ウ センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施 エ センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所 オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要と認める事項 (2) センターの運営状況の評価に関すること。 (3) センターの職員の確保に関すること。 (4) その他地域包括ケアに関することであって運営協議会が必要と認める事項	20人以内	(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、介護支援専門員、機能訓練指導員等の職能団体関係者 (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（第1号被保険者、第2号被保険者） (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を行う者 (4) その他地域ケアに関する学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
御前崎市健康づくり推進協議会	(1) 健康づくりを推進するための基本的事項を協議すること。 (2) 健康づくりを推進するための事業計画、内容等総合調整に関する事項を協議すること。 (3) 健康増進を図るための健康診断の実施に関する事項を協議すること。 (4) その他健康づくりの推進に関し必要な事項を協議すること。	若干人	(1) 関係行政機関代表者 (2) 保険医療関係代表者 (3) 小、中学校代表者 (4) 団体及び組織の代表者 (5) 学識経験者	2年	市長

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
御前崎市予防接種健康被害調査委員会	(1) 健康被害原因の調査に関すること。 (2) 被害者救済対策に関すること。 (3) 損失補償に関すること。	5人以内	(1) 小笠医師会御前崎市代表者 (2) 榛原医師会御前崎市代表者 (3) 西部保健所長 (4) 市議会議長 (5) 市長	2年	市長
御前崎市エネルギービジョン推進協議会	(1) 御前崎市エネルギービジョンの推進に関すること。 (2) 市民、事業者及び市の連携促進に関すること。 (3) その他目的達成に必要な事項を行うこと。	10人以内	(1) 市民、企業、関係団体の代表者 (2) 学識経験者 (3) 行政関係者 (4) その他市長が特に認めた者	2年	委員の互選により定める者
御前崎市農業振興地域整備計画管理調整委員会	(1) 農業振興地域整備計画の作成又は変更に関する事項について調査し、及び審議すること。 (2) 農業振興地域及び農用地利用計画の検討について調査し、及び審議すること。 (3) 農業振興施策の推進に関する事項について調査し、及び審議すること。 (4) その他農業振興地域整備に関し必要な事項について調査し、及び審議すること。	20人以内	(1) 市議会議員 (2) 農業委員会委員 (3) 農業協同組合理事 (4) 町内会長、農業関係団体 (5) 学識経験者 (6) その他会長が必要と認めた者	2年	委員の互選により定める者
御前崎市水産委員会	(1) 水産業に関する振興計画の樹立及びその実施に関する事項について市長の諮問に応じ、又は市長に建議すること。 (2) 水産業技術の改良及び経営の合理化並びに漁民生活の改善に関する事項について市長の諮問に応じ、又は市長に建議すること。 (3) その他水産業の育成指導に関する事項について市長の諮問に応じ、又は市長に建議すること。	15人以内	(1) 市議会議員 (2) 水産関係団体長 (3) 学識経験者	2年	委員の互選により定める者

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
御前崎市農業振興地域整備計画審議会	(1) 農業振興地域の指定及び区域の変更に関する事項について審議すること。 (2) 農業振興地域整備計画の作成に関する事項について審議すること。 (3) 農用地利用計画に関する事項について審議すること。 (4) その他必要な事項について審議すること。	30人以内	(1) 市議会議員 (2) 市農業委員 (3) 農業関係団体の役員 (4) 町内会長 (5) 農業関係者 (6) その他市長が必要と認められた者	2年	委員の互選により定める者
御前崎市森林保全検討委員会	(1) 松くい虫防除事業に関する事項について調査及び審議すること。 (2) 治山事業に関する事項について調査及び審議すること。 (3) 森林整備計画書、松くい虫被害対策自主事業計画、海岸防災林管理計画の策定、推進、検討に関する事項について調査及び審議すること。 (4) その他森林保全等に必要事項について調査及び審議すること。	15人以内	(1) 静岡県中遠農林事務所 (2) 町内会長 (3) 財産区管理会 (4) 海岸防災林保護組合 (5) 保全林管理組合 (6) その他市長が必要と認められた者	1年	委員の互選により定める者
御前崎市ブランド認定委員会	(1) 御前崎市ブランドの認定基準に関する事項について調査審議すること。 (2) 御前崎市ブランドの認定に関する事項について調査審議すること。 (3) その他市長が必要と認める事項について調査審議すること。	10人以内	学識経験を有する者、その他市長が必要と認められた者	2年	委員の互選により定める者
御前崎市まち・ひと・しごと創生有識者会議	(1) 御前崎市総合戦略の策定及び変更に係る検討に関する事項。 (2) 御前崎市総合戦略の成果検証に係る検討に関する事項。 (3) その他人口減少対策及び活力ある地域社会を維持するために必要な事項に関する事項。	20人以内	地域の活性化等に優れた見識を有する者	2年	委員の互選により定める者
御前崎市観光推進協議会	(1) 御前崎市観光基本計画に関する基本施策の審議、検討に関する事項。 (2) その他観光推進に関する事項。	20人以内	(1) 観光に関する団体等の関係者 (2) 企業者又は事業者 (3) 市民代表 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認められた者	2年	委員の互選により定める者

2 教育委員会

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
御前崎市就学支援委員会	(1) 障害のある児童及び生徒の就学に関する審査並びに指導助言を行うこと。 (2) 障害のある児童及び生徒の調査並びに資料収集を行うこと。 (3) 検査、診断等の結果による就学支援を行うこと。 (4) 関係機関との連絡調整を行うこと。 (5) 教育相談及び啓発のための事業を行うこと。	25人以内	教育学、医学、心理学その他障害のある児童及び生徒の就学に関する専門的知識を有する者	2年	委員の互選により定める者
御前崎市生涯学習推進委員会	(1) 生涯学習の推進大綱策定に関すること。 (2) 生涯学習の実施計画の策定に関すること。 (3) 生涯学習の趣旨の普及に関すること。 (4) 生涯学習に必要な資料の斡旋、広報及び啓発に関すること。 (5) その他生涯学習活動の推進に関すること。	10人以内	(1) 各種委員会代表者 (2) 各種団体代表者 (3) 地区推進委員代表者 (4) 学識経験者 (5) 学校関係者 (6) 市職員 (7) その他御前崎市生涯学習推進本部長が適当と認めた者	2年	委員の互選により定める者

3 公営企業

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
市立御前崎総合病院中長期計画検討委員会	(1) 市立御前崎総合病院中長期計画の策定に関すること。 (2) 市立御前崎総合病院中長期計画の点検及び評価に関すること。 (3) その他市立御前崎総合病院中長期計画に関すること。	8人	(1) 市民代表 (2) 市議会議員 (3) 医師会会員 (4) 学識経験者 (5) 行政関係者	2年	委員の互選により定める者

令和3年2月3日規則第13号

御前崎市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、御前崎市附属機関設置条例（令和2年御前崎市条例第27号）第10条の規定に基づき、御前崎市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、御前崎市附属機関設置条例別表に規定するものとする。

(会議)

第3条 新たな計画の策定に際し最初に行われる委員会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

4 用語解説

あ行

【ICT】

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」の意味。

【ACP】

「Advance Care Planning」の略で、もしものときに、どのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有すること。人生会議とも呼ぶ。

【NPO】

ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われている。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していたが、特定非営利活動促進法（通称NPO法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

【オレンジシール交付事業】

認知症等により徘徊又は徘徊のおそれのある高齢者等で高齢者等見守りネットワーク事業対象者として登録した方に、オレンジシールを交付し、行方不明時の早期発見、安全の確保に努める。

【オレンジメール配信事業】

高齢者等見守りネットワーク事業に賛同する市民、関係機関及び協力事業所に対して、オレンジシール登録者等に関する情報や行方不明時の状況等を電子メールにより配信する。

か行

【介護支援専門員】

要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職（ケアマネジャー）のこと。

【介護予防】

生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。

【通いの場】

地域に開かれた団体であり、「介護予防」、「閉じこもり予防」、「健康づくり」のため、集会所などの場所で、地域の住民が運営する地域住民の集う場。

【キャラバン・メイト】

認知症に関する知識の普及啓発、地域での見守り・支援を行う連携体制づくりを推進する人。

【協議体】

助け合い活動を実施・推進する団体が連携・協働する場。

【協働】

お互いをパートナーとして手を取り合うこと。様々な立場の人々が、お互いを尊重し協力して、豊かで住みよい地域社会をつくること。

【ケアマネジメント】

介護支援専門員等が、要介護者等やその家族から、心身や生活等の状態や課題を分析しニーズを的確に把握して、介護サービス提供者や医療機関との連携・調整を図りながら、ケアプランを作成し、適切なサービスの提供に結びつけていくとともに、点検・評価を行い必要に応じて見直す等、専門的な観点から支援を行うこと。

【ケアマネジャー】

要介護（要支援）認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職（介護支援専門員）のこと。

【権利擁護】

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

【合計所得金額】

所得の種類ごとに一年間の収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により異なる。）を差し引いた金額を合計した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと。

【コーホート変化率法】

コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

【高齢者等見守りネットワーク事業】

高齢者を地域で見守り、認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合には、「御前崎市高齢者等見守りネットワーク」を活用し、徘徊高齢者の早期発見、安全の確保に努め、その家族等を支援する。

さ行

【サロン】

地域で高齢者や障がい者（児）、子育て中の方が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。また、地域で交流の場を設けることで、住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりを目指すもの。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に位置付けられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする、事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。通常、「社協」と呼ばれている。

【シルバー人材センター】

高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。センターは、原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の許可を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしている。

【生活支援コーディネーター】

地域において、高齢者が住み慣れた在宅でいつまでも生活できるように、課題となっていることを地域の方々とともに抽出し、その課題解決に向けて「地域支え合い活動」や「介護予防・生活支援サービス」などの地域の方々によるサービスを構築するとともに、サービスのマッチングを行う人のこと。

【成年後見制度】

判断能力が十分でない者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。

た行

【地域ケア会議】

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存サービスのシステム化等を目的に、地域の方や専門家等と一緒に話し合い考える場として地域包括支援センターが実施している。

【地域ささえあいサポーター】

地域の中でその必要性が話し合われ、そこから実施していくこととなった助け合いの活動、または従来から自然発生的に行われている住民同士の助け合い活動など、高齢者をはじめ、地域の中で支援を必要としている方々のために地域の方の手により行われる活動を支援する人のこと。

【地域支援事業】

介護保険事業の中で行われる事業は、要介護（支援）認定者が介護（予防）サービスを利用した場合に支出する「介護（予防）サービス給付費」と、この「地域支援事業」に大別される。「地域支援事業」は、要介護・要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域における包括的な相談支援体制、多様な主体による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者の支援体制の構築を一体的に推進するもの。また、「地域支援事業」は、介護予防・生活支援サービスの提供と介護予防活動を推進する「介護予防・日常生活支援総合事業」、地域包括支援センターを運営する「包括的支援事業」、在宅医療・介護連携推進や生活支援体制整備などを行う「包括的支援事業（社会保障充実分）」及び家族介護支援などを行う「任意事業」に大別される。

【地域資源】

広義には民間企業やNPO、ボランティア団体等を含む幅広い事業体であり、狭義には介護・医療サービスの担い手となる団体や住民主体で高齢者の生活支援サービスを提供する団体・機関。

【地域包括ケア「見える化」システム】

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するため厚生労働省が提供する情報システムであり、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されるもの。（厚生労働省ホームページより閲覧可能。）

【地域包括支援センター】

高齢者等の地域住民の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な支援などを行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアの推進に向けた中核的な機関として運営している。

な行

【日常生活圏域】

地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、保健、福祉や医療施設サービス、民生委員・町内会・ボランティアなど人的資源等を総合的に勘案し、設定される圏域。

【認知症】

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。

【認知症ケアパス】

認知症の人が認知症を発症したときから、認知症によって生活機能に関する障がいが増進していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをわかりやすく示した案内文書。

【認知症サポーター】

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族の気持ちを理解し、状況に応じた声かけや手助けを行う支援者。「認知症の理解」や「認知症サポーターの役割」等について60分～90分の講座を受講し、修了者にはサポーターの証となる「認知症サポーターカード」が交付される。

は行

【PDCAサイクル】

plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善）の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、更にそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。

【避難行動要支援者】

災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なため特に支援を必要とするとして、御前崎市地域防災計画で定められた範囲の人のこと。

ま行

【看取り】

近い将来に死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その人なりに充実して納得して生き抜くことができるように日々の暮らしを営めることを目的として援助することであり、施設の基本理念に基づく人権に配慮した終末期介護を、心をこめて行うこと。

や行

【ヤングケアラー】

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

【養護老人ホーム】

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅における生活が困難な人が入所する施設。

ら行

【老人福祉センター】

老人福祉法に規定する老人福祉施設の種類。地域の老人に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設。設置される場所、目的等によって特A型、A型、B型の種別がある。



御前崎市第9期介護保険事業計画・御前崎市第10次高齢者福祉計画
【令和6年度～令和8年度】

【発行】御前崎市 【編集】健康福祉部高齢者支援課

【住所】〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 TEL/0537-85-1118 FAX/0537-85-1142